

令和8年第8回函南町教育委員会次第

日 時：令和8年8月25日(火)

午前9時30分～

会 場：函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第48号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第49号 令和8年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

議案第50号 令和7年度函南町一般会計「教育費」歳入歳出決算について

議案第51号 県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について

議案第52号 財産の取得について（小中学校GIGAスクール用端末購入契約）

議案第53号 文化センター大ホール天井耐震改修工事の請負契約について

議案第54号 函南町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例について

5 そ の 他

(1) 後援依頼について

ア 日本一のこどもハロウィン・パレードinみしま 2026

イ 2027年度小学生のためのお仕事ノート 熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版

ウ 三島グロリア合唱団第43回定期演奏会

エ 千丈民謡会創立40周年 秋の民謡祭

オ 沼津子どもミュージカル第一回公演「あたたかい心」

カ ひらめき！おかしなファクトリー

キ 第17回サンタカップソフトバレー交流大会in函南

(2) 次回委員会開催予定

令和8年9月30日（水）13：10～ 函南町役場 3階 教育委員会室

※ 同日午前中に、学校等訪問を実施します。

（東中、春光幼稚園、東小（給食試食））

9時00分に役場1階ロビーにご参集ください。

事前に配付してあります「学校・園経営書」をご持参ください。

熱中症対策は各自でお願い致します。（飲み物、扇子等）

教育長関係報告事項

令和8年8月25日（火）

月日	曜日	内 容
7月16日	木	・町内園長会（13：00～） ・田方地区学校保健会理事会（15：30～）
7月17日	金	・社会を明るくする運動地区集会（18：30～）
7月22日	水	・函南町議会文教厚生委員会閉会中の所管事務調査（10：00～） ○小学校の複式学級について
7月24日	金	・表敬訪問（10:00～） ○音読グループ「つくし」文部科学大臣表彰 ・教育支援センター運営協議会（13：30～）
7月26日	日	・青少年健全育成大会（10：00～）
7月27日	月	・静岡県市長教育長研修会（三島市民文化会館）（10：30～）
7月28日	火	・町内教頭会兼業務改善委員会（13：00～）
7月29日	水	・函南町教育講演会（14：00～）
8月7日	金	・田方地区教育長会（9：00～）
8月10日	月	・企画会議（9：00～）
8月13日	木	・臨時田方地区教育長会（9：30～）
8月15日	土	・戦没者追悼式（10：00～）
8月17日	月	・表敬訪問（11:00～） ○渡邊 暖人（わたなべ はると）（函南中学校2年生） 実用数学技能検定「数検」 文部科学大臣賞個人賞受賞
8月18日	火	・文化財保護審議会（9:00～） ・表敬訪問（15:00～） ○Bluestar（ブルースター） 第48回全国中学校女子ソフトボール大会出場 〔県大会優勝、東海大会優勝（3連覇）〕 ・表敬訪問（16:30～） ○ボーイスカウト函南第1団 国際キャンプ大会「第19回日本スカウトジャンボリー」参加報告
8月20日	木	・令和9年度採用 職員採用試験1次募集第3次試験（9：00～）
8月24日	月	・課長等連絡会議（8：35～） ・企画会議（9：00～）
8月25日	火	・決算審査意見書提出（9：00～） ・定例教育委員会（9：30～） ・第1回総合教育会議（13：10～）

議案第48号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和8年8月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第49号

令和8年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

令和8年度函南町一般会計補正予算（第2号）のうち、教育委員会関係補正予算を別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和8年8月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和8年度函南町一般会計補正予算（第2号）のうち、教育委員会関係補正予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和8年度 一般会計補正予算（第2号）9月補正予算

学 校 教 育 課 補 正 予 算

（ 歳 入 ）

（ 小 学 校 管 理 事 業 ）

（ 中 学 校 管 理 事 業 ）

令和8年度 学校教育課補正予算（第2号）要求一覧表

歳入

単位：千円

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
小学校管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	5,217	5,217	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学校給食における給食食材費物価高騰分を、10月喫食分から補助する。 (5,217千円)
小学校管理事業	諸収入 雑入 雑入 雑入 学校給食費（小学校分）	15,851	1,523	17,374	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学校給食における中学校生徒の1食あたり単価(大人料金単価)が10月喫食分から65円上昇するため、小学校教職員の学校給食費増加分。 65円×244人×96回=1,522,560円
中学校管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	5,210	5,210	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学校給食における給食食材費物価高騰分を、10月喫食分から補助する。 (5,210千円)
中学校管理事業	諸収入 雑入 雑入 雑入 学校給食費（中学校分）	67,368	768	68,136	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学校給食における中学校生徒の1食あたり単価(大人料金単価)が10月喫食分から65円上昇するため、中学校教職員の学校給食費増加分。 65円×123人×96回=767,520円
合 計		83,219	12,718	95,937	

令和8年度 学校教育課補正予算（第2号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
小学校管理事業					
報酬	会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬 会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	106	119	225	令和8年度より、函南小、東小、西小の学校事務（会計年度任用職員）の勤務時間が1日7時間から6時間に縮減されたことにより、やむを得ず時間外勤務をする必要が生じたため。
旅費	費用弁償	21	6	27	【桑村小】5,920円 桑村小勤務の看護師（会計年度任用職員）が「令和8年度小・中学校において医療的ケアを実施する看護師等研修」に参加するため。
需用費	消耗品費	1,352	36	1,388	【丹那小】35,860円 プールの水を消防水利として利活用するため、藻の繁茂を抑制する防藻剤を購入する。
	修繕料	9,340	547	9,887	【函南小】546,150円 給食室回転釜上部の換気扇が破損し、カバーが開閉しないため、換気ができず室内環境が劣悪なため(239,250円)。給食棟洗浄室給水管が破損により漏水しているため(136,400円)。給食棟洗浄室シンク排水管より漏水しており、不衛生なため(170,500円)。
	賄材料費	105,629	6,740	112,369	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、小学校児童給食食材費高騰分を支援する。(5,217千円) 大人料金単価65円上昇分の、小学校教職員の学校給食費増加分。 65円×244人×96回=1,522,560円
役務費	手数料 植木手入れ手数料	968	175	1,143	【函南小】174,056円 雑草繁茂が著しく、猛暑により学校教職員のみでは作業遂行が困難なため。（東校舎堤防側、体育館慶音寺側）
役務費	手数料 クリーニング代	3,432	42	3,474	【東小】41,800円 回転釜付近の天井、上部壁が通常清掃できない箇所であり、保健所より清掃指導があったため。

歳 出

単位：千円

事業名		歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
	役務費	手数料 備品等処分手数料	253	28	281	【桑村小】5,830円 既存の給食室衣類乾燥機が老朽化により故障し、廃棄するための手数料。 【西小】22,000円 既存の給食室回転釜廃棄手数料。
	備品購入費	庁用器具費	2,937	977	3,914	【丹那小】38,500円 給食室秤が老朽化により故障し、部品が無く修理不可のため購入する。 【桑村小】75,350円 給食室衣類乾燥機が老朽化により故障し、部品が無く修理不可のため購入する。 【西小】863,500円 給食室回転釜1台がガス漏れにより使用できないため、購入する。
小 計			124,038	8,670	132,708	

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
中学校管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬11人	20,811	1,447	22,258	病気休暇中職員の代替として、学校事務（会計年度任用職）を任用する。
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	4,647	111	4,758	病気休暇中職員の代替として、学校事務（会計年度任用職）を任用する。
	会計年度任用職員勤勉手当	3,911	94	4,005	病気休暇中職員の代替として、学校事務（会計年度任用職）を任用する。
旅費	会計年度任用職員費用弁償	254	54	308	病気休暇中職員の代替として、学校事務（会計年度任用職）を任用する。
需用費	修繕料	4,236	385	4,621	【函南中】385,000円 普通教室ベランダで給水管から漏水しており、緊急修繕が必要なため。
	賄材料費	67,369	5,978	73,347	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、中学校生徒給食食材費高騰分を支援する。（5,210千円） 大人料金単価65円上昇分の、中学校教職員の学校給食費増加分。 65円×123人×96回=767,520円
小 計		101,228	8,069	109,297	
合 計		225,266	16,739	242,005	

令和8年度 一般会計補正予算（第2号）9月補正予算

生涯学習課補正予算

（図書館等管理事業）

（社会体育総務事務事業）

（体育施設管理事業）

令和 8 年度 生涯学習課補正予算（第 2 号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名		歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
図書館等管理事業						
需用費	消耗品費		1,755	557	2,312	令和 8 年 6 月に発生した震度 4 の地震により、図書館 2 階開架書庫最上段の本が落下したことを踏まえ、図書落下防止シートを設置し、利用者の安全確保を図るための増額。
	修繕料		1,189	275	1,464	図書館 2 階対面朗読室、録音室、事務室東側のエアコンが冷却水配管の詰まりにより使用できないため、補修を行い、利用環境の整備を図るための増額。
小計			2,944	832	3,776	
社会体育総務事務事業						
職員手当等	会計年度任用職員期末手当		490	18	508	当該会計年度任用職員が、生涯学習課勤務に加え、部活動指導員として学校教育課業務に従事していることに伴う増額。
	会計年度任用職員勤勉手当		413	15	428	当該会計年度任用職員が、生涯学習課勤務に加え、部活動指導員として学校教育課業務に従事していることに伴う増額。
小計			903	33	936	
体育施設管理事業						
使用料及び賃借料	借地料		6,766	△ 1,041	5,725	函南町体育館用地買収に伴う賃貸借期間短縮による減額。
小計			6,766	△ 1,041	5,725	
合 計			10,613	△ 176	10,437	

令和8年度 一般会計補正予算（第2号） 9月補正予算

子 育 て 支 援 課 補 正 予 算

（ 歳 入 ）

（ 児 童 総 務 事 務 事 業 ）

（ 公 立 保 育 園 管 理 事 業 ）

（ 民 間 保 育 施 設 管 理 事 業 ）

（ 子 育 て ・ 交 流 セ ン タ ー 運 営 事 業 ）

（ 児 童 手 当 等 給 付 事 務 事 業 ）

（ 留 守 家 庭 児 童 保 育 所 管 理 事 業 ）

（ 幼 稚 園 管 理 事 業 ）

令和8年度 子育て支援課補正予算（第2号）要求一覧表

歳入

単位：千円

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
公立保育園管理事業	15国庫支出金 02国庫補助金 02民生費国庫補助金 02児童福祉費補助金 09物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	980	980	西部保育園・若葉保育園分980千円
公立保育園管理事業	21諸収入 03雑入 04雑入 01雑入 39西部保育園給食費	9,072	233	9,305	西部保育園職員分 233千円
民間保育施設管理事業	15国庫支出金 02国庫補助金 02民生費国庫補助金 02児童福祉費補助金 07就学前教育・保育施設整備交付金	76,280	△ 331	75,949	函南さくら保育園の施設整備について、解体費等一部補助対象とならない工事があったため△331千円
民間保育施設管理事業	15国庫支出金 02国庫補助金 02民生費国庫補助金 02児童福祉費補助金 09物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	2,321	2,321	民間保育園分 2,321千円
民間保育施設管理事業	22町債 01町債 02民生費 01一般単独事業債 01社会福祉施設整備事業債	30,500	△ 200	30,300	函南さくら保育園の施設整備について、解体費等一部補助対象とならない工事があったため△200千円
子育て・交流センター運営事業	18寄附金 01寄附金 01民生費寄附金 02児童福祉費寄附金 01子育て支援事業寄附金	0	100	100	子育て支援事業に寄付受領 100千円

幼稚園管理事業	15国庫支出金 02国庫補助金 06教育費国庫補助金 02幼稚園等教育費補助金 01物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	769	769	二葉こども園・他5園 769千円
幼稚園管理事業	21諸収入 03雑入 04雑入 01雑入 43二葉こども園給食費	4,591	120	4,711	二葉こども園職員分 120千円
幼稚園管理事業	21諸収入 03雑入 04雑入 01雑入 77学校給食費（幼稚園分）	7,519	199	7,718	幼稚園職員分 199千円
	21諸収入 03雑入 04雑入 01雑入 81移動サービス専用自動車保険料返還金	0	68	68	自動車保険返還金 68千円
	21諸収入 03雑入 05雑入 01雑入 03子どものための教育・保育給付費国庫負担金 過年度分	1	9,350	9,351	実績による追加交付分 9,350千円
	21諸収入 03雑入 05過年度収入 01過年度収入 05児童手当交付金国庫負担金 過年度分	1	23	24	実績による追加交付分 23千円
	21諸収入 03雑入 05過年度収入 01過年度収入 09物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 過年度分	0	720	720	実績による追加交付分 720千円
合 計		127,964	14,352	142,316	

令和8年度 子育て支援課補正予算（第2号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
児童総務事務事業					
償還金利子及び割引料	償還金 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金償還金	0	88	88	令和7年度補助金 実績による償還 88千円
小 計		0	88	88	
公立保育園管理事業					
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	7,360	2,989	10,349	予算不足による増額 2,989千円
	会計年度任用職員勤勉手当	6,194	2,483	8,677	予算不足による増額 2,483千円
需用費	賄材料費	14,544	1,063	15,607	給食食材補填分 1,063千円
負担金補助及び交付金	負担金	89,611	208	89,819	給食食材補填分 208千円
小 計		117,709	6,743	124,452	

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
民間保育施設管理事業					
負担金補助及び交付金	補助金 教育・保育施設等整備事業費補助金	114,421	△ 498	113,923	函南さくら保育園の施設整備について、解体費等一部補助対象とならない工事があったため △498千円
	補助金 給食食材補填事業補助金	0	2,450	2,450	給食食材補填 2,450千円
償還金利子及び手数料	償還金 子ども・子育て支援給付費県負担金償還金	1	1,995	1,996	令和7年度実績による償還金 1,995千円
	償還金 子育てのための施設等利用給付交付金(国)償還金	0	1,480	1,480	令和7年度実績による償還金 1,480千円
	償還金 子育てのための施設等利用費負担金(県)償還金	0	518	518	令和7年度実績による償還金 518千円
	償還金 重層的支援体制整備事業国庫交付金償還金	0	2,762	2,762	令和7年度実績による償還金 2,762千円
	償還金 重層的支援体制整備事業県交付金償還金	0	690	690	令和7年度実績による償還金 690千円
	償還金 子ども・子育て支援給付費交付金償還金	0	2,712	2,712	令和7年度実績による償還金 2,712千円
小 計		114,422	12,109	126,531	

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
子育て・交流センター運営事業					
備品購入費	庁用器具費	26	102	128	寄附受領により備品購入 102千円
小 計		26	102	128	
児童手当等給付事務事業					
償還金利子及び手数料	償還金 児童手当交付金償還金	0	123	123	令和7年度実績による償還金 123千円
小 計		0	123	123	
留守家庭児童保育所管理事業					
役務費	通信運搬費	570	68	638	東部留守家庭第4保育所ポケットWifi利用料(62千円) 携帯電話請求書事務手数料変更による(6千円) 68千
委託料	施設管理委託料	699	30	729	追加で設置した非常警報設備点検業務委託料 30千円
工事請負費	工事費	888	994	1,882	東部留守家庭保育所、駐車場樹木伐採工事 994千円
負担金補助及び交付金	負担金	0	8	8	留守家庭保育所 防火管理者講習会負担金 8千円
小 計		2,157	1,100	3,257	
幼稚園管理事務事業					
需用費	賄材料費	13,739	1,129	14,868	幼稚園・こども園給食食材補填分 1,129千円
工事請負費	工事請負費	3,346	153	3,499	春光幼稚園階段転落防止格子設置工事 153千円
小 計		17,085	1,282	18,367	
合 計		251,399	21,547	272,946	

議案第50号

令和7年度函南町一般会計「教育費」歳入歳出決算について

令和7年度函南町一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会関係決算について、別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和8年8月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和7年度函南町一般会計歳入歳出決算のうち、教育委員会関係決算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和7年度決算について

令和8年8月25日 学校教育課資料

1 決算の概要について

(1) 歳入(特定財源)

令和7年度の学校教育課の特定財源の歳入決算額は、以下のとおりである。

事業名	R6歳入額(円)	R7歳入額(円)	差引額(円)	備考
事務局事務事業	492,000	500,000	8,000	県費補助金 500,000円
教育支援センター事務事業	10,218,000	6,540,000	△3,678,000	ふるさと納税寄付金 6,540,000円
幼児教育センター事務事業	2,845,000	5,159,000	2,314,000	国庫補助金 5,159,000円
小学校管理事業	844,168,343	1,023,355,883	179,187,540	国庫補助金 228,046,000円 県費補助金 1,528,000円 町立学校建設基金繰入金 195,258,540円 諸収入 23,343円 学校教育施設等整備事業債 598,500,000円
小学校教育振興事業	1,159,930	1,561,815	401,885	国庫補助金 558,000円 寄附金 250,000円 諸収入 753,815円
中学校管理事業	2,530	7,343,430	7,340,900	国庫補助金 2,600,000円 町立学校建設基金繰入金 4,741,460円 諸収入 1,970円
中学校教育振興事業	671,465	1,022,560	351,095	国庫補助金 366,000円 寄附金 250,000円 諸収入 406,560円
合計	859,557,268	1,045,482,688	185,925,420	

令和7年度の特定財源の歳入総額は、1,045,482,688円で、対前年度比 121.6%となった。

主な要因は、西小学校長寿命化改修工事(2年度目)を安定的かつ計画的に実施するため、国庫補助金、町立学校建設基金繰入金、学校教育施設等整備事業債を活用したことにより、小学校管理事業における歳入が増加した。また、小学校管理事業、中学校管理事業において、国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)を活用し、函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業を実施し、学校給食費の5%程度の補助を行った。

また、金融機関より500,000円の寄付を受け、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業の教育振興備品に充当した。

歳入構成は、国庫補助金、236,729,000円 22.6%、県費補助金、2,028,000円 0.2%、繰入金、200,000,000円 19.1%、寄附金・諸収入、8,225,688円 0.8%、町債、598,500,000円 57.3%となった。

(2) 歳出

令和7年度の学校教育課の歳出決算額は、以下のとおりである。

事業名	R6歳出額(円)	R7歳出額(円)	差引額(円)
教育委員会事務事業	2,197,700	1,826,280	△371,420
事務局事務事業	123,264,148	133,534,344	10,270,196
教育支援センター事務事業	29,352,665	31,542,317	2,189,652
幼児教育センター事務事業	6,140,187	10,307,958	4,167,771
小学校管理事業	1,332,697,404	1,384,295,160	51,597,756
各小学校管理事業	7,727,076	7,299,162	△427,914
小学校教育振興事業	41,320,569	42,834,116	1,513,547
各小学校教育振興事業	2,271,336	2,242,400	△28,936
中学校管理事業	200,303,290	224,634,670	24,331,380
各中学校管理事業	3,485,148	3,322,138	△163,010
中学校教育振興事業	35,824,752	36,586,250	761,498
各中学校教育振興事業	1,924,454	1,832,138	△92,316
合計	1,786,508,729	1,880,256,933	93,748,204

令和7年度の歳出総額は、1,880,256,933円で対前年度比 105.2%となった。

主な要因は、教育環境整備のため、老朽化に伴う西小学校長寿命化改修工事(2年度目)(小学校管理事業 959,200,000円)をはじめとした、各学校施設の改修工事、修繕実施による小学校管理事業、中学校管理事業における歳出増加である。

また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業の実施や、令和8年度学校給食費公会計化に向け、函南町給食費等管理システム導入・運用収納業務に関する公募型プロポーザルを実施し、給食費等徴収管理システム構築業務委託を行ったことも要因となっている。

2 主要な事業と成果について

(1) 教育委員会事務事業

令和7年度は定例教育委員会を12回、臨時教育委員会を1回開催し、教育長提出議案66件（令和6年度は63件）を審議し、教育行政の向上に努めた。また、総合教育会議を年2回開催し、乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）について、中学校部活動の地域連携に向けた取組の進捗状況について、協議を行い、文化センター外壁工事の概要について、学校における生成AIの利活用ガイドラインについて、「函南町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について、報告を行った。

就学支援委員会は、専門家を交えて4回開催し、教育上特別な支援を要する子どもたちの障害の種類、程度に応じた審議等を行った。

(2) 事務局事務事業

「ことばの教室」による指導は、就学前のことばの出始めるときに訓練すると効果が高く、訓練によってすぐに改善されることもあるが、家庭環境に問題があるケースや、ことばだけではなく発達全体に遅れがあるケースなど、個々に応じた訓練が必要となっている。専門的な知識と経験を持つ2人の言語聴覚士が61人の園児及び児童に対し、年間で延べ1,021回のことばの相談及び訓練を実施し、個々の課題の改善に努めた。

若手及び中堅教諭等の資質向上のために田方地区2市1町（伊豆市、伊豆の国市、函南町）で創設した田方地区教員研修協議会に負担金を支出し、延べ254回の研修会が実施された。それぞれのキャリアステージに立つ教員のための手厚い支援体制が確立され、充実した研修実施となり、田方地区全体の教員の資質向上につなげることができた。

特別支援教育の推進は、子育て支援課と連携し、公立・組合立・私立園を巡回して、園児の困り感を把握するとともに当該保護者との面談を行い、困り感のある園児の早期発見・早期対応を目指した。

地域学校協働活動推進事業として地域学校協働活動推進員6人、地域学校協働活動支援員1人を配置し、学校での各種支援活動を実施した。登下校時の不審者対策としてボランティアで結成する「登下校見守り隊」を募り、児童、生徒の安全確保に努めた。令和7年度は48人の方々により、延べ1,237日の活動を行った。また、小学校3、4年生の社会科副読本として使用している、「函南たんけんたい2026改訂版」を1,020冊印刷し、郷土理解を深める教育につなげることができた。

ICT支援員を2人雇用し各小中学校へ配置し、端末機器の操作や活用方法の指導、軽微な保守点検、整備など、ICT教育が円滑に行われる体制を整備できた。

(3) 教育支援センター事務事業

教育支援センターにおいてはセンター長1人、チーフカウンセラー1人、発達相談員3人、ステップルーム担当のソーシャルワーカー(SSW)1人及びチャレンジ教室指導員3人を配置し、業務を実施した。教育支援センター業務のうち、学校訪問においては、学校、児童生徒、家庭が抱える諸課題等の情報を共有し、「ケース会議の開催」等の適切な対応につなげることができた。また、学習障害(LD)を抱える児童生徒の個別支援やステップルームを利用する児童生徒等支援のため、訪問支援回数を増やして対応に当たった。教育支援センター相談窓口への電話や面会による直接の個別相談件数は増加傾向にあり、保護者が子どもに抱える様々な不安を取り除く一助となっている。

研修会については、不登校・発達障害等における、現状分析、支援方法の確認、情報共有及び国・県の最新の動向について情報提供等を行ったほか、「発達障害等をかかえる児童生徒への支援」に関する研修会を開催し、教職員の意識改革を図った。また、教育支援センター主催以外に、地教委主催の小中学校特別支援コーディネーターや通級指導担当教諭を対象とした研修会に講師としてセンター職員が参加し、教育支援センターの役割や函南町の児童生徒の現状等を提示することにより、函南町の取組の成果や今後の課題を共有した。

令和7年度の不登校児童生徒数（年間30日以上欠席）は、小中学校併せて139人であった。不登校児童・生徒を対象としたチャレンジ教室を週5回開き（水曜日は午前中のみ）、体験活動、一人ひとりに寄り添った心理的支援、学習指導、集団生活への適応指導等の手厚い支援を実施し、該当児童生徒の「心のよりどころ」、「活動できる居場所づくり」が可能となるよう努めた。令和7年度は11人（小学生7人、中学生4人）が通級した。

また、ステップルームを中学校2校に加え、東小学校に新たに設置し、児童・生徒に寄りそった安心できる心落ち着く居場所の提供、学習機会の確保に努めた。令和7年度は54人（小学生9人、中学生45人）の利用があり、年間を通して1日当たりの平均利用人数は小学校3.5人、中学校1校当たり7.4人であった。

(4) 幼児教育センター事務事業（令和8年度より子育て支援課へ移管）

令和2年度に幼児教育センターを設置し、令和7年度は幼児教育指導主事、幼児教育アドバイザー、幼児教育主査など5人を配置して、幼児教育の推進を図った。

全幼児教育施設を対象に園内研修支援を50回、経験年数に応じた保育者の研修会を73回、特別支援教育に係る巡回訪問を52回実施し、保育者面談延べ人数58人、研修会・連絡会・講演会等の受講者数1,065人（小中教員を含む）であった。また、「接続研究推進会議」を年4回開催し、中学校修了時の子どもの姿、架け橋期終了時の子どもの姿、架け橋期のカリキュラムの全体構想を検討しながら、共有化を図った。架け橋期のカリキュラムの意義やカリキュラムの進め方をまとめた「かんなみ幼保こ小架け橋プログラムつながるブック」を作成し、この冊子を基本にして架け橋期のカリキュラム作成の方向性を示した。

(5) 小学校管理事業

町独自の支援員(会計年度任用職員：延べ40人)として、特別支援学級及び通級指導教室の教諭の授業全体を補助する特別支援学級支援員を9人、円滑な集団生活への適応、基礎的な学習内容の習得等を支援するため学習支援員を5人、小学校1、2年生のクラスで授業や生活の指導をする低学年支援や普通学級において個別の支援に当たる特別支援教育の支援員を合わせて13人、学校図書館図書の整理や読み聞かせを行うことで、読書により親しみやすい環境づくりのため学校司書3人を配置し児童の学校生活、学習活動の支援に努めた。また、医療行為が必要な児童に対応するために看護師を1人、学校事務員3人、用務員4人を配置し、学校の適正な管理、運営に努めた。

施設関係では、維持及び改善のため18件の改修工事等(令和6年度12件)を実施した。主な改修工事としては、西小学校長寿命化改修工事、函南小学校給食棟ボイラー更新工事、東小学校給食棟空調設備更新工事など、老朽化した設備の改修を実施し、小学校の環境整備に努めた。学校管理備品として、給食用消毒保管庫をはじめ学校管理に必要な備品について、計画的に買い替えを行い、学校運営に支障がないよう整備を行った。また、各小学校の学校運営に必要な事務、保健室、給食運営用などの管理用消耗品を購入し、健全な学校運営を図った。

令和8年度学校給食費公会計化に向け、函南町給食費等管理システム導入・運用収納業務に関する公募型プロポーザルを実施し、給食費等徴収管理システム構築業務委託にてシステム構築を行った。また、物価高騰重点支援地方創生臨時交付金を活用し、函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業を実施し、学校給食費の5%程度の補助を行った。

(6) 小学校教育振興事業

小学生の語学力向上及び国際感覚を養うため、外国語指導助手(ALT)を4名配置し、英語力の向上に努めた。

学習の充実を図るため、教材用備品の整備を図り教科教育の振興に資することができた。

また、経済的理由により就学困難な児童及び特別支援学級就学児童の経済的負担の軽減のため、就学援助を実施し保護者の支援を行うことができた(令和7年度対象児童96人(就学援助56人、特別支援40人)、令和6年度対象児童79人)。特に保護者にとって負担が大きい新入学学用品費は、支給時期を前倒して支給し入学準備に支障がないよう支援を行った。

令和6年度に引き続きGIGAスクール構想において整備をしたネットワーク環境の日常的な保守管理、障害発生時の迅速な対応を業務委託することにより、円滑かつ快適な環境を提供できた。

また、授業に必要な教材備品について計画的な購入を行い、児童に貸与しているGIGAスクール端末(chromebook)については、故障等が発生しても児童の学習保障が保たれるよう予備機を46台購入し、教育環境の整備を行った。

(7) 中学校管理事業

町独自の支援員(会計年度任用職員：延べ12人)として、特別支援学級及び通級指導教室の教諭の授業全体を補助する特別支援学級支援員を5人、円滑な集団生活への適応、基礎的な学習内容の習得等を支援するため学習支援員を2人、通常学級において個別の支援に当たる特別支援教育の支援員を合わせて2人、学校図書館図書の整理や読み聞かせを行うことで、読書により親しみやすい環境づくりのため学校司書1人を配置し、生徒の学校生活、学習活動の支援に努めた。また、用務員2人を配置し、学校の適正な管理、運営に努めた。

施設関係では、維持及び改善のため8件の改修工事(令和6年度3件)を実施した。主な改修工事としては、両中学校給食室ベーパーライザー更新工事、東中学校体育館照明改修工事を実施し、中学校の環境整備に努めた。学校管理備品として、キューブアイスメーカーをはじめ学校管理に必要な備品について、計画的に買い替えを行い、学校運営に支障がないよう整備を行った。また、各中学校管理に必要な事務用品や保健室、給食運営に関する管理消耗品を購入し、健全な学校運営を図った。

令和8年度学校給食費公会計化に向け、函南町給食費等管理システム導入・運用収納業務に関する公募型プロポーザルを実施し、給食費等徴収管理システム構築業務委託にてシステム構築を行った。また、物価高騰重点支援地方創生臨時交付金を活用し、函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業を実施し、学校給食費の5%程度の補助を行った。

(8) 中学校教育振興事業

中学生の語学力向上及び国際感覚を養うため、外国語指導助手(ALT)を2名配置し、英語力の向上に努めた。

経済的理由により就学困難な生徒及び特別支援学級就学生徒の保護者の経済的負担の軽減のため、就学援助を行った(令和7年度対象生徒54人(就学援助34人、特別支援20人)、令和6年度対象生徒45人)。特に保護者にとって負担が大きい新入学学用品費は、支給時期を前倒して支給し入学準備に支障がないよう支援した。

令和6年度に引き続きGIGAスクール構想において整備をしたネットワーク環境の日常的な保守管理、障害発生時の迅速な対応を業務委託することにより、円滑かつ快適な環境を提供できた。

また、授業に必要な教材備品について計画的な購入を行い、生徒に貸与しているGIGAスクール端末(chromebook)については故障等が発生しても生徒の学習保障が保たれるよう予備機を46台購入し、教育環境の整備を行った。

アフターコロナにより、部活動等の対外的な活動も活発になり、日々の部活動や上位大会出場に要する遠征費等に対し補助金を交付し、生徒の自主的自発的な活動である部活動の振興を図った。

令和7年度決算について

令和8年8月25日 生涯学習課資料

1 決算の概要について

(1) 歳入(特定財源)

令和7年度生涯学習課の特定財源の歳入決算額は、以下のとおりである。

事業名	R6 歳入額(円)	R7 歳入額(円)	差引額(円)	備考
農村環境改善センター管理事業	70,010	536,350	466,340	使用料 536,350 円
コミュニティ推進事業	6,818,129	2,257,540	△4,560,589	使用料 1,141,925 円 諸収入 1,115,615 円
文化センター管理事業	4,504,130	54,145,840	49,641,710	使用料 2,661,160 円 県費補助金 9,278,000 円 諸収入 3,106,680 円 起債※ 39,100,000 円
生涯学習推進事業	122,743	124,282	1,539	県費補助金 32,000 円 諸収入 92,282 円
文化財保護事業	29,657,500	5,200	△29,652,300	諸収入 5,200 円
図書館等管理事業	17,875,000	7,000	△17,868,000	国庫補助金 5,000 円 県費補助金 2,000 円
仏の里美術館管理事業	3,036,986	2,833,634	△203,352	使用料 2,034,300 円 諸収入 799,334 円
社会体育総務事務事業	1,745,000	2,122,000	377,000	寄附金 2,122,000 円
体育施設管理事業	14,971,650	3,795,850	△11,175,800	使用料 3,795,850 円
運動公園等管理事業	5,198,300	5,020,900	△177,400	使用料 5,020,900 円
木立キャンプ場管理事業	207,450	104,625	△102,825	使用料 104,625 円
合計	84,206,898	70,953,221	△13,253,677	

※備考欄の起債は、公共施設等適正管理推進事業債のことをいう。

令和7年度の特定財源の歳入総額は、70,953,221 円で、対前年度比 84.3%となった。

主な要因としては、令和6年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した複数施設の LED 化工事や文化財保護事業費補助金を活用した史跡箱根旧街道の災害復旧工事を施工したことにより、補助金・交付金収入が多かったことに比べ、令和7年度は補助金・交付金収入が少なかったことが挙げられる。

なお、施設使用料収入については、農村環境改善センター、文化センター、社会体育施設では令和6年度を上回り、その他の施設では下回ることとなった。このうち農村環境改善センターについては、条例改正により令和7年度から全ての使用者から使用料を徴収することとなったため対前年度比 766.1%となっており、その他の施設においては木立キャンプ場の 50.4%を除き概ね 100%前後となった。

歳入構成は、使用料収入が 15,295,110 円で 21.56%、国庫補助金が 5,000 円で 0.01%、県費補助金が 9,312,000 円で 13.12%、諸収入が 5,119,111 円で 7.21%、寄附金が 2,122,000 円で 2.99%、起債が 39,100,000 円で 55.11%となった。

(2) 歳出

令和7年度の生涯学習課の歳出決算額は、以下のとおりである。

事業名	R6 歳出額(円)	R7 歳出額(円)	差引額(円)
農村環境改善センター管理事業	17,595,206	5,415,076	△12,180,130
社会教育総務事務事業	90,998,353	93,263,135	2,264,782
コミュニティ推進事業	21,585,498	15,900,389	△5,685,109
文化センター管理事業	38,644,178	103,728,111	65,083,933
生涯学習推進事業	5,155,630	6,180,358	1,024,728
文化財保護事業	47,614,793	8,519,871	△39,094,922
文化財調査事業	3,317,768	4,020,356	702,588
図書館等管理事業	106,835,350	91,106,364	△15,728,986
仏の里美術館管理事業	21,621,180	20,729,353	△891,827
社会体育総務事務事業	20,022,607	24,666,102	4,643,495
体育施設管理事業	70,396,645	132,042,578	61,645,933
運動公園等管理事業	42,897,231	44,843,589	1,946,358
木立キャンプ場管理事業	3,058,438	3,036,662	△21,776
合計	489,742,877	553,451,944	63,709,067

令和7年度の歳出総額は 553,451,944 円で対前年度比 113.0%となった。

主な要因は会計年度任用職員の処遇改善等による報酬及び職員手当等が増加したこと、公共施設等適正管理推進事業債を活用し文化センター外壁改修工事や大ホール天井耐震改修工事実施設計業務委託を実施したこと、文化センター用地並びに函南町体育館用地の土地を購入したことなどが挙げられる。

2 主要な事業と成果について

(1) 農村環境改善センター管理事業

使用者数は対前年度比87.5%だった。

山間エリアの地域コミュニティに根ざした活動拠点や生涯学習活動の推進施設として、また、災害時の指定避難所となるべく、適切な維持管理と利用促進を図るため、経年劣化に伴う施設の工事・修繕を行うことにより、安心・安全の確保及び快適な施設環境の維持と施設の長寿命化に努めた。

利用者数の減少の主な要因は、函南町農村環境改善センターの設置及び管理等に関する条例及び同条例施行規則の一部を改正し、令和7年度から全ての使用者から使用料を徴収することとしたことが挙げられる。使用者数は下がったが、使用料収入は対前年度比766.1%となり、経年劣化により増加する修繕箇所や施設の維持管理費等の財源として活用していく。

(2) 社会教育総務事務事業

社会教育委員会について、令和7年度は2回開催した。社会教育に求められるニーズが多様化・複雑化して行く中、各々の立場での社会教育活動について、現状報告・課題を話し合うことができた。また、東部社会教育振興協議会主催の社会教育委員研修会に社会教育委員が積極的に参加し、近隣市町社会教育委員との情報交換や講師からの新たな情報、知識を習得することができた。

令和7年3月1日から新たな施設予約システムの運用を開始し、1年間の稼働としては初年度となったが、利用者画面の視認性向上やネット予約方法の簡素化、予約検索方法の多様等により、利便性の向上に繋がるとともに、事務を円滑に進めることができた。

(3) コミュニティ推進事業

西部コミュニティセンターの利用者数は対前年度比107.5%だった。

町内外の文化団体やスポーツ団体、地元自治会の活動などに利用され、生涯学習及びコミュニティ推進の場として活用されている。施設機能の改善として、経年劣化により消防設備点検で不良判定となった自動火災報知設備の交換を実施したほか、多目的ルームの扉にゆがみが生じて開閉に支障が出ていたため改修工事を実施した。

また、社会教育団体への活動助成補助金やコミュニティ推進事業費交付金及びコミュニティ施設整備費補助金により、各地区におけるコミュニティ活動の推進や施設機能の拡充を図った。

(4) 文化センター管理事業

利用者数は対前年度比101.1%だった。

令和6年度に大ホール天井耐震診断業務委託を実施し、その結果文化センター大ホール客席天井の耐震性が十分でないことが判明したため、令和6年7月から大ホールを貸出停止としているが、開催予定であった行事を多目的ホールで開催するなど対応により、令和7年度も全体の利用件数は増加し、利用者については微増となった。

また、令和6年度に実施した外壁改修工事实施設設計業務委託の成果品を基に、外壁改修工事を実施したほか、雨漏り対策として、3階機械室屋根の防水工事を実施し、施設の長寿命化と利用者の安全確保を図った。

その他、イベント実施時などの横幕や懸垂幕印刷用の長尺プリンタの賃貸借契約満了に伴い、新たな長尺プリンタの賃貸借契約を締結し、円滑な催事運営の維持に努めた。

土地所有者からの買い取り申し出により、文化センター用地1筆を購入した。

備品として、冷蔵庫1台を購入した。

(5) 生涯学習推進事業

子どもから成人、熟年層といった幅広い世代を対象に各種講座やイベント等を実施し、町民の生きがいづくりや生涯学習の場を提供した。また、青少年健全育成事業や社会教育関係団体・子ども会への助成を行い、青少年が健全に成長できる環境づくりを推進した。

函南町文化祭は、令和6年度の入場者数が1,548人、令和7年度は1,861人で前年比313人増加した。継続開催している作品展や体験教室に加え、大ホール貸出停止により中止していた芸能祭を文化協会の工夫により多目的ホールで開催し、多くの町民が参加できるようになったことが主な要因である。

また、青少年学習や青少年健全育成事業では、関係団体や地域住民と連携し、未来を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進した。わいわい塾では森林環境譲与税を活用し、樹海洞窟探検、火おこし、間伐、猟師とのトレッキング体験教室を実施し、森林環境教育につなげることができた。

その他、東中学校で、函南中学校卒業生でプロサクソフォン奏者の廣瀬明日香さんによる音楽公演会を実施し、中学生がプロの演奏にふれる機会を提供するとともに、町の文化・芸術の振興に寄与した。また、生徒に夢や希望についてのメッセージを伝え、将来の視野を広げる機会となった。

(6) 文化財保護事業

町民の文化財保護に対する意識が高まりを見せており、文化財を広く一般に公開し、活用することがこれまで以上に求められている。史跡箱根旧街道災害復旧整備事業では、安全対策工事を施工し、歩行者が安全に通行できるよう階段施設を設置した。また工事の完成をもって3月28日に、令和元年度以降通行止めとしていた史跡箱根旧街道甲石坂の通行止めを解除し、一般共用を再開した。

また、箱根旧街道、柏谷横穴群、丹那断層をはじめ国・県・町指定文化財及び付随施設の維持管理を行い、安全対策と併せて文化財の保存継承及び公開を図った。

(7) 文化財調査事業

文化財保護法第93条の届出は、令和7年度は19件であり、令和6年度の26件に対し7件減少した。開発行為に伴う埋蔵文化財試掘調査件数は、本発掘調査に至らなかったものの、4件で試掘調査を実施し、うち2件を試掘調査支援業務委託により実施することで、埋蔵文化財の有無や範囲を確認した。また、文化財保護法第99条の届出は、令和6年度同様、令和7年度は届出がなかった。文化財保護法第93条の届出に関する事業者との事前協議や試掘調査をスムーズに実施し、書類審査・調査結果に基づき事業者へ工法変更等の協議・指導を行ったことで、開発行為による埋蔵文化財への影響を最小限に留めることができた。

(8) 図書館等管理事業

入館者数は対前年度比100.8%だった。

「読書のまち・かなみ」宣言の実現に向けて、第四次函南町子どもの読書活動推進計画に基づき、読書環境の整備・推進を図った。新規事業として、思い出のある本の交換会（交換冊数37冊）、子ども向け事業では、お金の教室「おこづかいから学ぶお金の話」（2日間31人参加）、図書館司書の体験をしてもらう「図書館司書になろう！」（2日間7人参加）、新春イベント「図書館お楽しみ袋」では、図書館の本から引用した心に残ることばを書いたおみくじ（200枚）などを実施した。さらに、春のこどもの読書週間や秋の読書週間ではイベントの充実などを図り、来館者、利用者の増加に努めた。また、外への働きかけとして、田方農業高校や三島南高校の生徒と協力し実施した新春の福袋にちなんだ企画「図書館お楽しみ袋」（3冊入り71袋を貸出し）など各関係機関や学校等と連携し読書環境の整備も図った。

その他、継続して実施している地域にまつわる「伊豆の昔語りを聞く会」やかなみ仏の里美術館で図書館の蔵書进行展示する「出張図書館」を実施し、館内だけでなく館外への情報発信を積極的行ったことや障がいの有無にかかわらず、誰もが利用できるバリアフリー図書を集めた棚「りんごのたな」を設置し、読書の推進に努めた。

備品として、掃除機1台、CDラジオ1台、スピーカー付きマイク1台、ブックトラック1式、図書2,609冊、視聴覚資料12点を購入した。

(9) 仏の里美術館管理事業

入館者数は対前年度比87.5%だった。

町が保有する仏像群及び町に関する歴史、芸術、民族等に関する資料の保存、展示並びに活用を図り、町民の教育、学術及び文化の発展に資するよう、かなみ仏の里美術館の管理運営を行った。

令和6年度に実施し多くの集客があったJRさわやかウォーキングを、令和7年度にも開催し集客を見込んだが、当日が天候不良となり参加者が伸び悩んだ。また、外国人入館者は微増であった。

施設の維持管理として、照明設備LED化工事、空調機集中コントローラー交換工事を実施した。

備品として、多目的室用のプロジェクター1台、コードレスクリーナー1台を購入した。

(10) 社会体育総務事務事業

幅広い年代を対象にスポーツ大会やイベントの実施、各種団体や選手への補助等を行い社会体育事業の推進を図った。

また、スポーツ推進委員やNPO法人函南町体育協会、函南町スポーツ少年団等関係団体と協議・連携し、様々な事業を実施した。ニュースポーツ体験教室では参加者が昨年度より減少したものの、各区の体育行事にニュースポーツが取り入れられ用具の貸出頻度も上がっていることから、ニュースポーツが徐々に町民に認知されている状況となり、町のスポーツ振興に繋がっている。

部活動地域展開に向けた取り組みとして、町内の中学生が参加可能な活動団体についてポータルサイトへの掲載やリーフレットの配布等により生徒へ情報提供を行った。また、令和8年度からの部活動指導員の配置に向けて「函南町立中学校部活動指導員設置要綱」の策定を行った。

第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会では、小学生1区間、中学生2区間で区間賞を獲得して町の部準優勝となり、26年連続入賞を果たした。

(11) 体育施設管理事業

利用者数は対前年度比、小中学校体育館108.9%、小中学校運動場100.8%、函南町体育館111.5%、肥田簡易グラウンド119.3%だった。

学校体育施設については、利用件数は減少したが利用者数が増加し、函南町体育館及び肥田簡易グラウンドは利用件数・利用人数ともに増加し、スポーツ人口が戻ってきている。

施設整備では、函南町体育館の雨漏り対策として屋根及び外壁の防水工事を実施し長寿命化を図ったほか、函南町体育館駐車場に照明を設置し、利用者の安全確保を図った。また、令和5年度に実施したコンクリート柱診断業務委託の結果をもとに丹那小学校照明柱の補修を実施し、安全で快適に活動できる環境を整備した。

全体の施設管理として、衛生面や安全の確保等の施設整備を徹底するとともに、利用しやすい環境の提供に努め、健全で適切な運営ができた。

土地所有者からの買い取り申し出により、函南町体育館用地4筆を購入した。

備品として、大型送風機2台を購入した。

(12) 運動公園等管理事業

利用者数は対前年度比、運動公園101.9%、柏谷公園野球場114.7%だった。

運動公園・柏谷公園野球場の維持管理・修繕・工事等を行うことにより安全な施設の提供に努めた。柏谷公園野球場においては、芝生に除草剤の散布を行い、快適な利用ができるよう環境改善を図った。

運動公園の維持管理は、会計年度任用職員6人体制での通常業務に加え、園内で利用者が緊急搬送される案件が発生したことも踏まえ、緊急時対応マニュアルを整備したほか、職員が救命救急講習を受講したうえで、定期的に訓練を実施し有事に備える体制を整備している。

施設整備では、令和5年度に実施したコンクリート柱診断業務委託の結果を受け、柏谷公園野球場一塁側照明柱の補修を実施し、安全で快適に活動できる環境を整備した。

柏谷公園野球場では、定期的な芝生の管理を行い、利用者の環境改善を図った。

備品として、函南運動公園用の台車1台を購入した。

(13) 木立キャンプ場管理事業

利用者数は対前年度比60.5%だった。

コロナ禍で一時的に注目を集めていたキャンプは社会情勢の変化もあり、以前ほどの人気を維持できなくなっており、キャンプ場利用者も令和6年度以降減少を続けている。

継続した環境整備に資するため、閉場中は次年度の開場に向けて、浄化槽清掃を行ったほか、近年多発する場内樹木の倒木対策として剪定作業を実施した。

備品として、座残留塩素測定DPDテストキット1セットを購入した。

令和7年度決算について

令和8年8月25日 子育て支援課資料

1 決算の概要について

(1) 歳入(特定財源)

令和7年度の子育て支援課の特定財源の歳入決算額は、以下のとおりである。

事業名	R6歳入額(円)	R7歳入額(円)	差引額(円)	備考
児童総務事務事業	2,156,000	14,537,308	12,381,308	国庫補助金 11,270,458円 県費補助金 3,197,000円 諸収入 69,850円
公立保育園管理事業	47,789,997	44,874,273	△2,915,724	負担金 39,145,991円 国庫補助金 241,304円 諸収入 5,486,978円
民間保育施設管理事業	590,632,132	630,848,383	40,216,251	負担金 52,863,500円 国庫補助金 379,239,842円 県費補助金 172,331,383円 諸収入 26,413,658円
子育て・交流センター運営事業	7,923,583	15,403,426	7,479,843	使用料 254,950円 国庫補助金 6,201,000円 県費補助金 1,626,000円 寄附金 600,000円 諸収入 6,721,476円
こども医療費等助成事業	83,637,132	68,799,290	△14,837,842	国庫補助金 72,900円 県費補助金 45,696,450円 諸収入 23,029,940円
物価高対応子育て 応援手当支給事務事業	0	101,181,542	101,181,542	国庫補助金 101,181,542円
児童手当等給付事務事業	477,440,490	625,690,774	148,250,284	国庫補助金 558,376,332円 県費補助金 67,314,442円
留守家庭児童保育所 管理事業	83,403,000	87,901,761	4,498,761	国庫補助金 55,058,000円 県費補助金 31,742,000円 諸収入 1,101,761円
幼稚園管理事業	14,954,636	12,609,425	△2,345,211	負担金 86,800円 国庫補助金 4,890,575円 県費補助金 3,683,787円 寄附金 2,000,000円 諸収入 1,948,263円
合 計	1,307,936,970	1,601,846,182	293,909,212	

令和7年度の特定財源の歳入総額は、1,601,846,182円で、対前年度比 122.5%となった。

主な要因は、物価高影響が長期化することに伴い、「物価高対応子育て応援手当」の支給に際し、事業費・事務費を全額国庫補助金により実施した。

また、2,000,000円の寄付を受け、幼稚園管理事業の給食配送用機器の更新に充当した。

歳入構成は、負担金・使用料、92,351,241円 5.8%、国庫補助金、1,116,531,953円 69.7%、県費補助金、325,591,062円 20.3%、寄附金・諸収入、67,371,926円 4.2%となった。

(2) 歳出

令和7年度の子育て支援課の歳出決算額は、以下のとおりである。

事業名	R6歳出額(円)	R7歳出額(円)	差引額(円)
児童総務事務事業	118,256,046	131,327,684	13,071,638
公立保育園管理事業	362,754,485	377,205,486	14,451,001
民間保育施設管理事業	805,496,155	863,833,351	58,337,196
子育て・交流センター運営事業	22,052,728	19,604,537	△2,448,191
こども医療費等助成事業	223,363,024	206,750,857	△16,612,167
物価高対応子育て応援手当支給事務事業	0	101,902,381	101,902,381
児童手当等給付事務事業	553,777,073	696,361,591	142,584,518
留守家庭児童保育所管理事業	126,403,632	139,742,116	13,338,484
幼稚園管理事業	386,504,941	442,165,856	55,660,915
合 計	2,598,608,084	2,978,893,859	380,285,775

令和7年度の歳出総額は、2,978,893,859円で対前年度比 114.6%となった。

主な要因は、物価高影響が長期化することに伴い、「物価高対応子育て応援手当」の支給に際し、101,902,381円の支出が増額の要因である。また、児童手当が高校生まで支給されることとなり、法改正から一年が経過したことによる扶助費の増額、自由ヶ丘幼稚園の改修工事、二葉こども園の隣接地（229.20㎡）15,000,000円の土地購入による幼稚園管理事業の歳出増加である。

また、各事業において、人事院勧告で職員及び会計年度任用職員の給料が上がったことにより、報酬、期末・勤勉手当が上がったことも増額の要因である。

2 主要な事業と成果について

(1) 児童総務事務事業

令和7年度より、こども家庭センターが設置され、以前のケース会議では357件であったのに対し、合同ケース会議では前年度に対し515件増加して872件となり、併せて相談件数の増加となった。また、合同ケース会議だけでなく個別ケース会議を随時に実施することで、気になるケースについて早期からアセスメントを実施し、関係機関の共通認識のもと役割分担をしながら予防的介入ができるようになった。特に今年度は、母子保健から児童福祉や学校まで切れ目なく支援する基盤づくりを構築する初年度だったため、学校や教育支援センターなど各関係機関と連携を強化し、顔の見える関係づくりをすることができた。

また、子育て短期支援事業においては、令和6年度より事業を開始し、少しずつ制度が周知され、核家族化による支援者不足や育児疲れなどに対し、迅速に対応できるようになり、育児負担の軽減に努めることができた。

発達相談等に繋げたい園児について、相談員が園の先生や保護者と面接を行い、保護者に園での児童の様子を伝え、心配事や意向を確認しながら相談機関へ紹介を行った。働く母親の増加による保育ニーズの増加や少子化が加速する中で、より幼稚園児は減少傾向にあるため、自由ヶ丘幼稚園のこども園化(幼稚園型)は見送ることとなった。

(2) 公立保育園管理事業

保育所の入所者数については、令和6年度末の705人(町内692人、町外13人)に対して、令和7年度末では、722人(町内695人、町外27人)で17人の増となった(他市町からの受託を含む)。

働く母親は増加しているが少子化の影響もあり、4月1日現在、待機児童は0人であった。今後も保育ニーズに対応していく。

西部保育園では園児数も多く、保育業務以外の時間を作ることが難しいため、薬の管理、園児への投薬、怪我、体調不良等への対応を行うための看護師を11月より会計年度任用職員として雇用した。また、保育士が保育業務へ専念できるよう、日常業務の負担軽減を図るため、支援員を2人を雇用した。

また、西部保育園の給食調理の業務委託を行い、安心、安全な給食を安定的に提供することができた。

(3) 民間保育施設管理事業

二葉幼稚園のこども園化やはなみずき保育園の開園により、令和7年4月1日の待機児童数は0人であった。保育所グロウアップ函南園が令和7年度から新たに保育対策等促進事業費補助金(延長保育)の対象となったことなどから、令和6年度と比較し私立保育園への補助額は増加している。また、公定価格が上がったことにより、施設型給付費が全体的に増額している。適正な補助金の交付により、各園の安定的な運営を支援し、保育ニーズに対応した安心安全な園運営を行うことができた。

(4) 子育て・交流センター運営事業

本施設の「身近で利用しやすい環境」という強みから、地域高齢者のリピーター層が定着してきている。多世代の交流拠点としても効果を発揮している。

今年度も利用者のニーズに応じたイベントを実施した。子育て世代の育児負担の軽減に繋げることができた。相談業務は、日頃の見守りや声掛け、予防的アプローチ、及び地域全体の成熟等によって、保護者の不安が深刻化する前に解消された。保育士による身近な生活・家族の相談、認証心理士による専門的な発育相談まで柔軟に対応し、気がかりな相談者に対して、子育て支援課や健康づくり課で情報共有し、切れ目のない見守りを行うことができた。

(5) こども医療費等助成事業

こども医療費助成事業については、子どもの疾病の早期発見・早期治療を目的に、適切な医療費給付を行うことで子育て世帯へ経済的な支援を行った。対象年齢としては、高校生相当年齢までこども医療費を利用できることとなっており、子育て世帯の医療費負担軽減の一助となっている。

未熟児養育医療助成事業は、未熟児に対し養育に必要な医療費の給付を行うことにより、未熟児の健康管理と健全な育成が図られ、未熟児を養育している世帯の医療費を軽減する制度であり、令和5・6年度は該当となる助成はなかったが、令和7年度は2件該当となった。

ひとり親家庭等医療費助成事業については、所得税が課税されていないひとり親家庭等に対して、医療費の自己負担金(保険診療分)を助成した。ひとり親家庭等への経済的負担の軽減と医療福祉の安定を図ることができた。

(6) 物価高対応子育て応援手当支給事務事業

長期化している物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給した。児童を養育している世帯の保護者に対象児童1人あたり20,000円の手当を子育て世帯に支給した。

(7) 児童手当等給付事務事業

児童手当の支給実績は、少子化の影響により対象者、支給額とも年々減少傾向となっていたが、令和6年10月法改正によって制度拡充したことにより、令和5年度から6年度、6年度から7年度を比較すると、事業費が大幅に増加している。第3子は支給額が3万円／月となったことから、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、今後の社会を担っていく人材を養育する家計の負担軽減が図られ、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援した。

(8) 留守家庭児童保育所管理事業

令和7年度の留守家庭児童保育所の年間利用延人数は5,264人だが、東部学童保育所の5年生を受入れなかったことにより、令和6年度と比べると105人の減少となっている。留守家庭児童保育所によっては、定員の弾力運用により定員を超える児童の受入れを行う等、留守家庭児童保育所の需要は引き続き高いと考えられる。安全で、利用しやすい環境を整備するため、施設の修繕、改修工事及び備品購入を実施し、保育環境の整備、維持管理向上を図ることができた。

指導員の資質向上を目的に、県が主催する認定資格研修に3人の指導員が参加し、4日間の研修課程を修了し資格を得て、放課後児童支援員が合計33人となった。町独自の研修として、指導員会を5回実施し、各留守家庭児童保育所の保育指導活動の発表や意見交換、個人情報取り扱いに係る情報セキュリティ研修等を行ったほか、全指導員を対象とした研修会や救命講習、職員と統括指導員による年2回の個別面談を行い、指導員の資質向上を図った。

また、令和8年4月より開設した東部留守家庭児童保育所第4教室の増設にあたり、必要な備品購入や改修工事を実施した。

(9) 幼稚園管理事業

幼稚園の令和7年度末の入所園児数は215人で、令和6年度の256人と比較して41人の減となった。少子化の進行や保育園への入園希望者が増加していることで、園児数は年々減少している。

また、平成27年4月より待機児童解消対策の一環として開始した「預かり保育事業」の令和7年度の利用延人数は834人で、令和6年度と比較して170人の減となっている。令和5年4月からの私立保育園の開園もあり、預かり保育事業の利用者が保育園に移動したことが考えられる。

園児の安全確保と充実した教育の推進を図ることと併せて、正規職員33人、会計年度任用職員32人を町内幼稚園、こども園に配置した。職員は、幼児教育センターによる研修を受講し、多様化する児童や様々なニーズに対応するためのスキルの習得に努める等、幼稚園教育の推進を図った。

議案第51号

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（平成29年函南町教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年8月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

静岡県職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和28年静岡県人事委員会規則12-2）の改正により、職務に専念する義務の免除の範囲が拡充されたため、本規則において所要の改正するものです。

函南町教育委員会規則第 号

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則
をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町教育長

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改
正する規則

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（平成29年函南町教育
委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（平成29年函南町教育委員会規則第2号）

旧	新
(免除される場合) 第2条 条例第2条第4号の規定により、その職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 (7)～(15) (略)	(免除される場合) 第2条 条例第2条第4号の規定により、その職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 (7)～(15) (略)

○県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則

平成29年 3月24日

教委規則第2号

職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和56年函南町教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年函南町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第4号の規定に基づき、県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（免除される場合）

第2条 条例第2条第4号の規定により、その職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）による検疫感染症の患者に対する隔離その他の措置又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断、感染症の患者に対する入院勧告その他の伝染病予防上必要な措置により勤務することが不適当な場合
- (2) 風、水、震、火災その他非常災害により交通が遮断された場合
- (3) 風、水、震、火災その他天災地変により職員の住居が滅失又は破壊された場合
- (4) 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合
- (5) 不利益処分についての審査請求人又は勤務条件についての措置の要求者がその口頭審理の期日に出頭する場合
- (6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合
- (7) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- (8) 当該機関の事務又は事業の運営上の必要に基づき事務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）
- (9) 職務に関連がある国又は他の地方公共団体の職員としての職を兼ね、その事務又は事業を行う場合
- (10) 町行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その事務又は事業を行う場合
- (11) 国又は地方公共団体の機関、学校その他公共団体等の委嘱を受けて講演、講義等を行う場合
- (12) 職務上の教養に資する講演、講義等を聴講する場合
- (13) 職務に関係ある試験又は選考を受ける場合
- (14) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の通信教育の課程を履修し

ている者が、その履修に必要な面接授業を受ける場合

(15) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認める場合
(免除される期間)

第3条 前条各号の場合において、その職務に専念する義務を免除される期間は、それぞれそのつど必要と認める期間とする。ただし、同条第3号の場合にあっては1週間、同条第14号の場合にあっては10日間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教総第 86 号の 2
令和 8 年 6 月 1 日

各市町教育委員会教育長 様

静岡県教育委員会教育長

職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について(通知)

このことについて、職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 28 年静岡県人事委員会規則 12－2）が、別添のとおり改正されたので、参考に通知します。

なお、各市町立小中学校に勤務する教職員の職務に専念する義務の免除については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 43 条の規定により、服務を監督する市町教育委員会が属する当該市町の条例及び規則によるものであることを申し添えます。

担当 教育総務課
勤務条件・監察班
電話 054-221-3144

静岡県人事委員会は、職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

静岡県人事委員会規則12-26

職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除に関する規則（静岡県人事委員会規則12-2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(免除される場合) 第2条 条例第2条第5号の規定により、その職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人等</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 (7)～(15) (略)	(免除される場合) 第2条 条例第2条第5号の規定により、その職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人等</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 (7)～(15) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第52号

財産の取得について（小中学校G I G Aスクール用端末購入契約）

財産の取得について（小中学校G I G Aスクール用端末購入契約）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和8年8月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

小中学校G I G Aスクール用端末購入契約について、町議会の議決を経るべき事件であるため、教育委員会の意見を求めるものです。



物品売買仮契約書

函南町長 仁科喜世志（以下「甲」という。）と株式会社フューチャーイン静岡支社 支社長 石井宏一（以下「乙」という。）との間において第2条に定める物品の売買のため、次のとおり仮契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

（契約の要項）

第2条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 件 名 小中学校GIGAスクール用端末購入
- (2) 物 品 名 タブレット端末 外
- (3) 仕様（規格） 別添設計書による
- (4) 数 量 同 上
- (5) 契 約 金 額 ￥151,033,850－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥13,730,350－）
- (6) 納 入 期 限 町議会の議決の日の翌日から98日間
- (7) 納 入 場 所 契約締結後に別途函南町が指定する場所
- (8) 契 約 保 証 金 免 除

（検査及び引渡し）

第3条 乙は、甲の指示に従って物品を納入するものとし、甲は納入された日から起算して10日以内に物品の検査をしなければならない。

- 2 物品の引渡しは、前項の検査終了と同時に完了するものとする。
- 3 第1項の検査によって生じた故障又は検査に要した費用は、乙の負担とする。
- 4 第1項の検査により合格と認めたときは、甲は乙にその旨を通知する。

（所有権移転）

第4条 物品の所有権は、物品の引渡しがあった時に、乙から甲に移転する。

（契約不適合責任）

第5条 甲は、引き渡された物品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、乙は、契約不適合の物品及びその他甲から返却すべき物品を自己の経費をもって甲が通知した日から5日以内に引き取らなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項前段の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の



減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、乙がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (請求及び支払いの時期)

第6条 乙は、第3条第4項の通知を受けた後に支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の請求を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(債権の譲渡)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ない限り、甲に対する債権を第三者に譲渡又は承継させることができない。

(引渡し遅延違約金)

第8条 乙の責に帰する理由により第2条に定める納入期限までに物品の引渡し完了しないときには、乙は甲に対して違約金を支払うものとする。ただし、甲が天災事変その他不可抗力によるものと認めた場合にはこの限りでない。

- 2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から引き渡すまでの日数に応じ、契約金額に対し1日について1000分の1を乗じた額とする。

(契約の解除)

第9条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいかなるときもこの契約の全部又は一部を解約することができる。

(紛争の解決)

第10条 この契約について紛争を生じたときは、甲の指定する仲裁者を立てて速やかに解決を図るものとする。

(定めのない事項の処理)

第11条 この契約に定めのない事項については、法令に定めるところによるほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

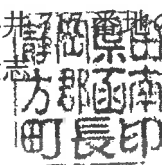
この仮契約は、町議会の議決を得たときには、本契約となるものとする。

なお、町議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約に基づく損害賠償について甲は、一切の責任を負わない。

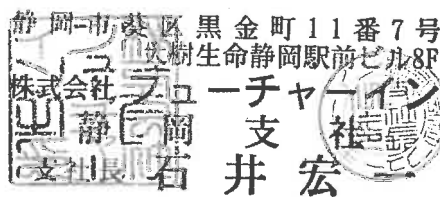
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

令和 8年 7月21日

(甲) 住所 静岡県田方郡函南町平井77番地の13
氏名 函南町長 仁科 喜世志



(乙) 住所 静岡市葵区黒金町11番7号
氏名 株式会社エコーチャイ



物 品 の 概 要

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 物 品 名 | 小中学校 GIGA スクール用端末 |
| (2) 納 入 場 所 | 契約締結後に別途函南町が指定する場所 |
| (3) 担 当 課 | 教育委員会 学校教育課 |

契 約 内 容	当 初	変 更 後
契 約 額	金 151, 033, 850 円	
納 期	町議会の議決の日の 翌日から 98 日間	

物件の概要

内 容	当 初	変 更 後	備 考
タブレット端末	2,831 台		別表のとおり
MDM ライセンス	2,831 本		別表のとおり

別表 「タブレット端末機器詳細」

OS	ChromeOS (OS の自動更新期限が 2033 年 6 月以降であること)
端末形状	コンバーチブル型 (付属するタッチペンが本体に内蔵可能なもの)
CPU	インテル®プロセッサ N100 と同等以上※インテル社製に限定しない
ストレージ	64GB 以上
メモリ	4GB 以上
画面	11-12.5 インチ、タッチパネル。タッチペンと同様に鉛筆等での操作が可能な機能
無線	IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上、Bluetooth
キーボード	日本語、JIS 標準準拠
タッチペン	パームリジェクション機能または、画面に手が触れている状態でペン入力可能な機能
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
音声接続子	マイク・ヘッドフォン端子が一体になっている 4 極端子を 1 つ以上有していること
外部接続子 (USB)	USB3.0 以上の規格であって USB Type-C PD (Power Delivery) に対応したポートと USB Type-A のポートをそれぞれ 1 つ以上有していること
外部接続端子 (映像)	HDMI Type-A 端子を 1 つ以上有すること (映像出力可能な USB Type-C 端子を有する場合は、HDMI Type-A 端子はなくてもかまわない)
バッテリー稼働時間	10 時間以上
重さ	1.5kg を超えないこと (本体及びハードウェアキーボード)
耐久性・堅牢性	MIL-STD-810H 準拠以上とすること
端末管理機能	以下の設定を、ネットワークを介して行うための端末管理機能 (MDM) を有していること ・端末にログイン可能なユーザに関する制御設定 ・端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定 ・接続先ネットワークの制御 ・紛失・盗難時の制御設定 MDM ライセンスは、GGL とする。
その他	1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること (1) 端末の稼働状況を把握できる機能 (2) 適切なセキュリティ対策としての次の機能 ・マルウェアから端末を保護する機能 ・ストレージにデータを暗号化して保存する機能 (必要に応じて利用可能であればよい) 2 OS メーカー (端末の OS と異なるものでもよい) が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第二百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第二百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年3月24日

条例第9号

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価額50,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価額15,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 函南町契約条例(昭和34年函南町条例第3号)及び函南町有財産及び営造物に関する条例(昭和34年函南町条例第2号)は、廃止する。

附 則(昭和52年9月14日条例第17号)

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年7月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年12月22日条例第23号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

議案第53号

文化センター大ホール天井耐震改修工事の請負契約について

文化センター大ホール天井耐震改修工事の請負契約について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和8年8月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

文化センター大ホール天井耐震改修工事の請負契約について、町議会の議決を経るべき事件であるため、教育委員会の意見を求めるものです。

様式第3号の2 (第11条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

建設工事請負仮契約書

- 1 建設工事名 文化センター大ホール天井耐震改修工事
 2 建設工事箇所 函南町 上沢 地内
 3 工 期 町議会の議決の日の翌日から315日間

4 請負代金額 ￥394,680,000-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥35,880,000-)

5 請負代金の支払

前払金額 ￥157,800,000-

部分払回数 なし

6 契約保証金 ￥39,468,000-

(約款第4条第1項第4号該当)

7 解体工事に関する費用 別紙に記載

上記の建設工事について、発注者と請負者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、町議会の議決を得たときには、本契約となるものとする。

なお、町議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約に基づく損害賠償について発注者は、一切の責任を負わない。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 8 年 7 月 28 日

発注者 職氏名 函南町長 仁科 喜世



住所
 請負者 商号

氏名

静岡県三島市谷田60番地の3
 小野建設株式会社
 代表取締役 小野 大和



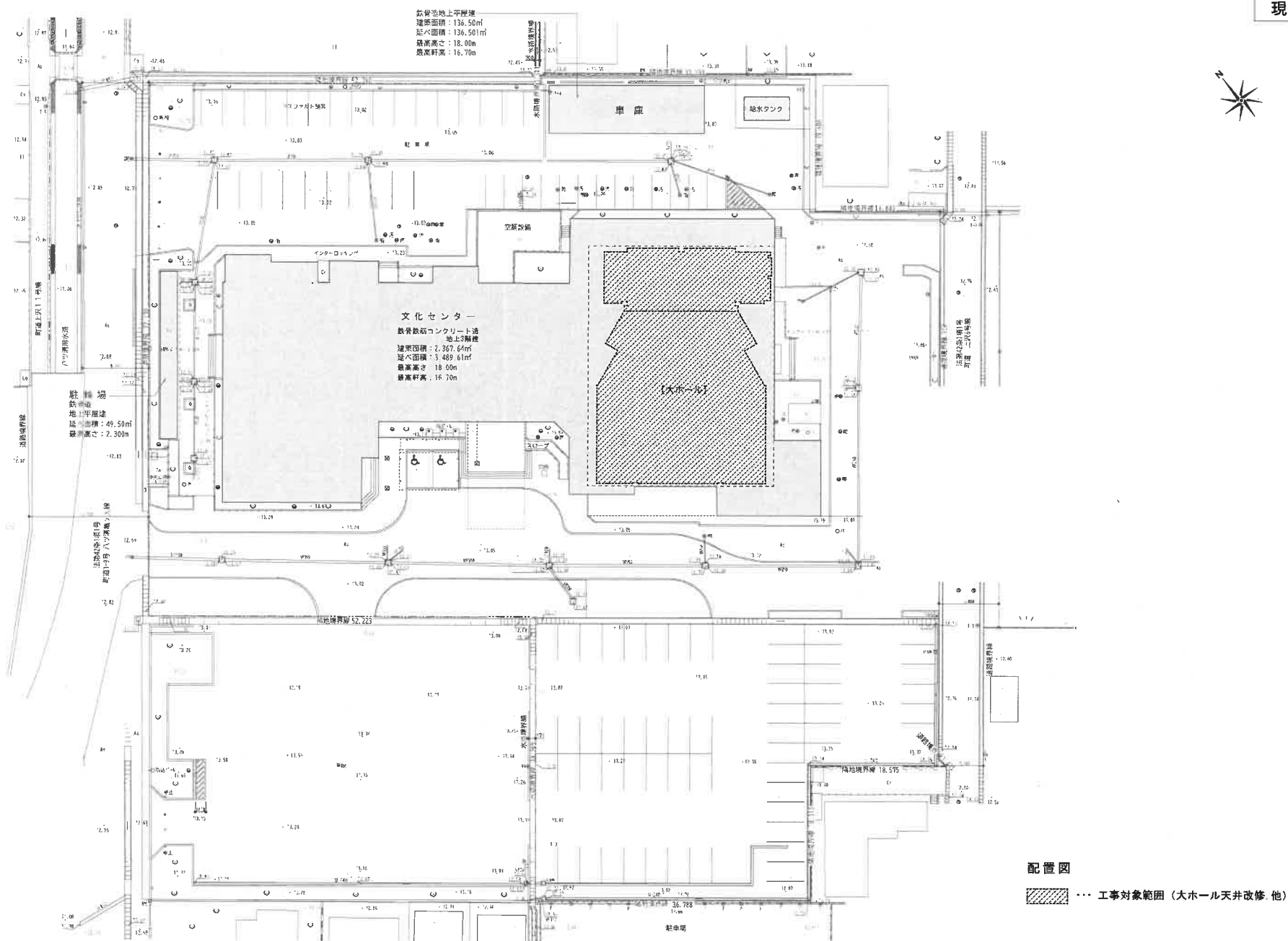
工 事 の 概 要

- (1) 工 事 名 文化センター大ホール天井耐震改修工事
- (2) 工 事 箇 所 函南町 上沢 地内
- (3) 工事担当課 教育部 生涯学習課

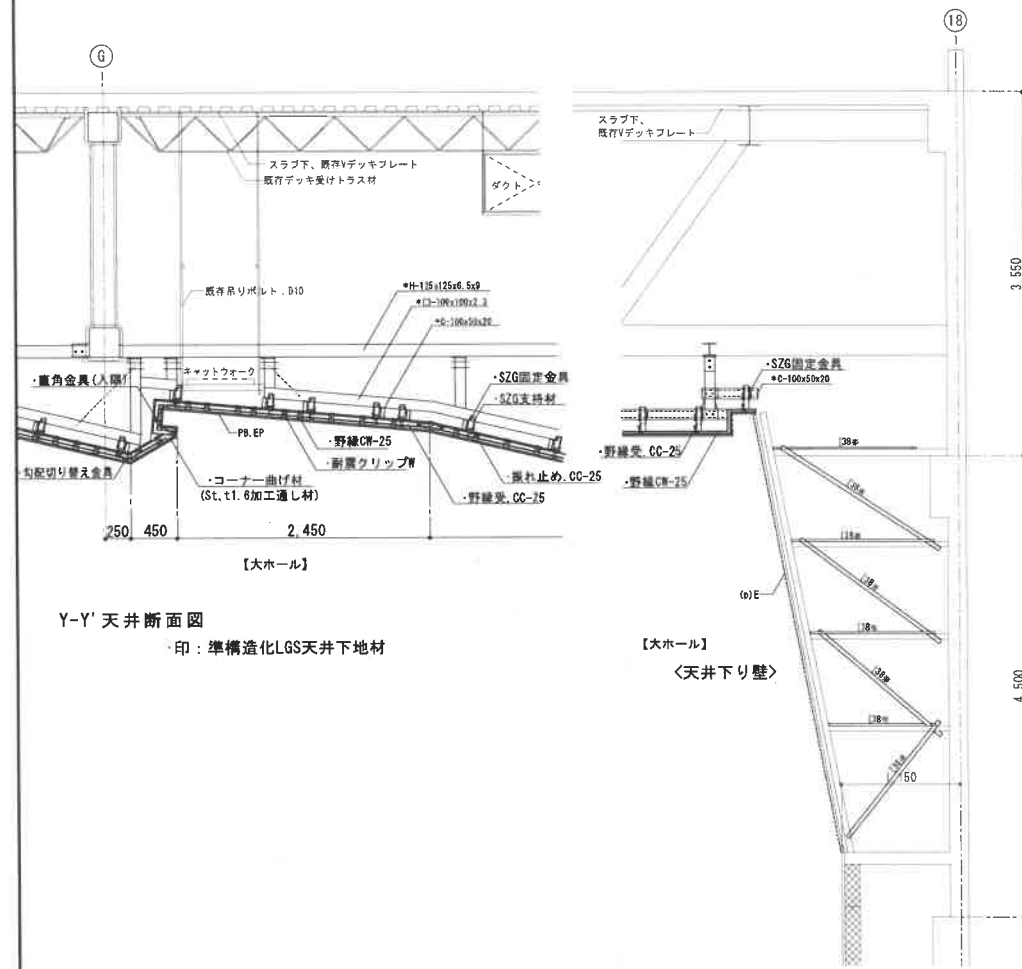
契 約 内 容	当 初	変 更 後
契 約 額	金 3 9 4 , 6 8 0 , 0 0 0 円	
工 期	町議会の議決の日の 翌日から 315 日間	

工事の概要

内 容	当 初	変 更 後	備 考
天井耐震改修工事	1.0 式		特定天井の準構造化天井改修 天井改修に伴う客席照明設備 LED 化 天井改修に伴う火災報知設備・放送設備の更新
落下防止改修工事	1.0 式		大ホール客席部、壁クラック 補修及び壁塗装改修・乾式タ イル張改修
その他改修工事	1.0 式		舞台床塗装改修及び照明バト ンの電動化 大ホール客席部、車椅子専用 スペース設置改修（4 区画） 舞台照明設備・調光器盤・照明 操作盤の更新



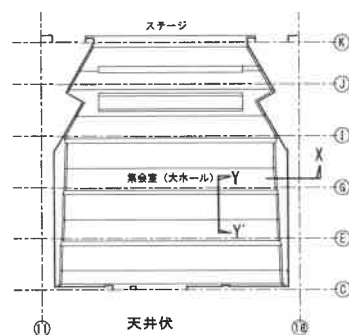
縮尺:	工事名称: 文化センター大ホール天井耐震改修工事	No.
日付:	図面名称: 配 置 図	



Y-Y' 天井断面图

印：準構造化LGS天井下地材

X 天井断面図

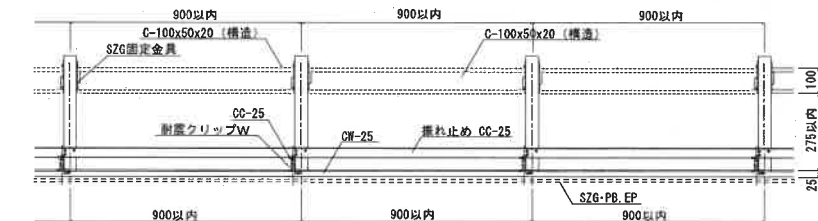


天井伏

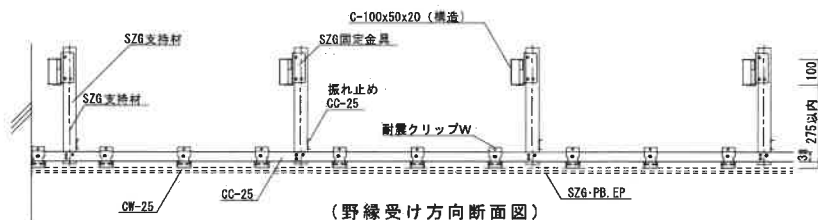
縮尺:	工事名称:	文化センター大ホール天井耐震改修工事	No.
日付:	図面名称:	準構造化天井下地、天井下地断面改修図	

準構造化天井LGS下地 標準納り図 (支持構造部と野縁受けが直行の場合)

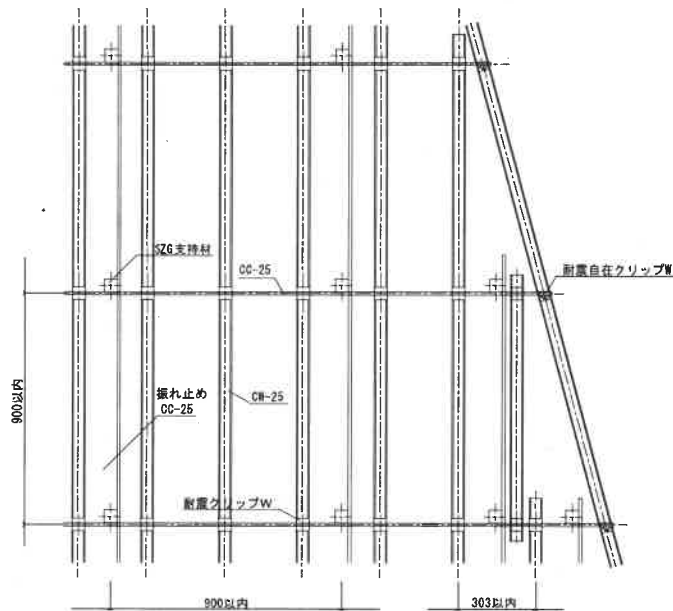
※ SZG: 準構造化天井用下地SZG仕様 又は同等以上とする



(野縁方向断面図)



(野縁受け方向断面図)



(標準割付図)

支持構造部と固定金具の固定

支持材と固定金具の固定	野縁受けの固定
シルタップφ4×16 (計3本) シルタップφ4×16 (計3本) C-100x50x20 (構造) シルタップφ4×16 (フランジ1本+リップ上1本+リップ下1本 計3本) ※支持構造部のリップへも2本固定 支持材: 50×50×15×1.6 (野縁受と直交しない場合は丸バヅとする)	C-100x50x20 (構造) シルタップφ4×16 (計3本)
耐震クリップの固定	振れ止めの固定
M6ボルト シルタップφ4×16 リップ付ワンタッチφ3.5×22 (計2本)	C-100x50x20 (構造) シルタップφ4×16 (計3本)
耐震自在クリップW	勾配切替え金具
付属ボルトの固定 シルタップφ4×16 (付属 計1本) 野縁 野縁受け シルタップφ4×16 (付属 計2本)	レベル調整用ビス (片側計1箇所) シルタップφ4×長さ13以上 (計1本) シルタップφ4×長さ13以上 (計1本) シルタップφ4×長さ13以上 (片側計2~3本) ①引っ掛ける ②回転させて締め込む

参 考 資 料

入 札 日 令和 8 年 7 月 22 日

建設工事名 文化センター大ホール天井耐震改修工事

業 者 名	入 札 結 果		備 考
	第 1 回	第 2 回	
加和太建設株式会社	360,000,000円		
山本建設株式会社	368,000,000円		
小野建設株式会社	358,800,000円		決定
駿豆建設株式会社	370,000,000円		
株式会社関道建設	363,470,000円		

議案第54号

函南町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例について

函南町立幼稚園預かり保育条例（平成26年函南町条例第24号）の一部を改正する条例を制定したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年8月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の改正により、施設等利用費の額が改正されるため、本条例において所要の改正をするもの。

函南町条例第 号

函南町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

函南町立幼稚園預かり保育条例（平成26年函南町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「保育料の月額」の次に「にあつては、当該子どもの保育料の月額」を加え、「11,300円」を「12,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

函南町立幼稚園預かり保育条例（平成26年函南町条例第24号）

旧	新
（保育料の徴収） 第6条 預かり保育は、園児1人につき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を保育料として徴収する。ただし、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第2項に規定する施設等利用給付認定子どもの預かり保育料の月額（日額保育料については、当該月の利用日数を乗じて月額とする。）から<u>11,300円</u>を減じた額（その額が零を下回る場合は、零とする。）を徴収する。 (1)～(3) 略	（保育料の徴収） 第6条 預かり保育は、園児1人につき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を保育料として徴収する。ただし、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第2項に規定する施設等利用給付認定子どもの預かり保育料の月額<u>にあつては、当該子どもの保育料の月額</u>（日額保育料については、当該月の利用日数を乗じて月額とする。）から<u>12,300円</u>を減じた額（その額が零を下回る場合は、零とする。）を徴収する。 (1)～(3) 略

○函南町立幼稚園預かり保育条例

平成26年12月10日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、函南町立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の教育課程に係る教育時間以外の時間帯で、幼稚園の管理下において園児を当該施設で預かり、保育すること（以下「預かり保育」という。）により、幼児の心身の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とする。

(実施する幼稚園)

第2条 預かり保育を実施する幼稚園は、規則で定める。

(実施日及び保育の時間)

第3条 預かり保育の実施日及び保育の時間は、規則で定める。

(対象児)

第4条 預かり保育の対象児は、第2条に規定する預かり保育を実施する幼稚園に在園し、保護者の就労等により保育が必要な園児とする。

(定義)

第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 年間預かり保育 1月以上の預かり保育（長期休業中預かり保育を除く。）をいう。
- (2) 一時預かり保育 1日を単位として行う一時的な預かり保育（長期休業中預かり保育を除く。）をいう。
- (3) 長期休業中預かり保育 長期休業中の預かり保育

(保育料の徴収)

第6条 預かり保育は、園児1人につき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を保育料として徴収する。ただし、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第2項に規定する施設等利用給付認定子どもの預かり保育料の月額（日額保育料については、当該月の利用日数を乗じて月額とする。）から11,300円を減じた額（その額が零を下回る場合は、零とする。）を徴収する。

- (1) 年間預かり保育 月額 5,000円
- (2) 一時預かり保育 日額 300円
- (3) 長期休業中預かり保育 日額 500円

(保育料の減免)

第7条 町長は、特別な理由があると認めたときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の納期)

第8条 保育料の納期は、毎月月末（12月及び3月にあつては、25日）までとする。
（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月10日条例第12号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、令和元年10月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年9月以前分の預かり保育料については、なお従前の例による。

○子ども・子育て支援法施行令新旧対照表

新	旧
(施設等利用費の額) 第十五条の六 法第三十条の四第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(特定子ども・子育て支援施設等(法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下この条において同じ。)である認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。))について同項の規定により支給する施設等利用費の額は、<u>二万八千円</u>(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。次項及び第三項において同じ。))が設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校にあっては、国立大学法人法第二十二条第三項の文部科学省令で定める保育料その他の費用の額を勘案して内閣府令で定める額。以下この項及び次項第一号において同じ。)(現に当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が<u>二万八千円</u>を下回る場合には、当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額)とする。 2 法第三十条の四第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(認定こども園(国が設置するものを除く。以下この項において同じ。)、幼稚園又は	(施設等利用費の額) 第十五条の六 法第三十条の四第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(特定子ども・子育て支援施設等(法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下この条において同じ。)である認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。))について<u>法第三十条の十一第一項</u>の規定により支給する施設等利用費の額は、<u>二万五千七百円</u>(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第二項及び第三項において同じ。))が設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校にあっては、国立大学法人法第二十二条第三項の文部科学省令で定める保育料その他の費用の額を勘案して内閣府令で定める額。以下この項及び次項第一号において同じ。)(現に当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が<u>二万五千七百円</u>を下回る場合には、当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額)とする。 2 法第三十条の四第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(認定こども園(国が設置するものを除く。以下この項において同じ。)、幼稚園又は

特別支援学校に在籍する者に限る。)について法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める額(現に当該各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が当該各号に定める額を下回る場合には、それぞれ当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額。第三号において同じ。)の合算額とする。

一 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校 二万八千円

二 法第七条第十項第五号に掲げる事業 一万二千三百円
(一月につき当該事業から特定子ども・子育て支援を受けた日数が内閣府令で定める一月当たりの日数を下回る場合にあっては、内閣府令で定めるところにより当該特定子ども・子育て支援を受けた日数に応じて算定した額)

三 法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第六号から第八号までに掲げる事業(当該施設等利用給付認定子どもが在籍する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校及び当該施設において行われる同項第五号に掲げる事業において提供される教育・保育の量が法第二十条第三項に規定する保育必要量を勘案して内閣府令で定める額を下回る場合に限る。) 一万二千三百円から前号に定める額を控除して得た額

3 法第三十条の四第二号に掲げる小学校就学前子どもに該

特別支援学校に在籍する者に限る。)について法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める額(現に当該各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が当該各号に定める額を下回る場合には、それぞれ当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額。第三号において同じ。)の合算額とする。

一 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校 二万五千七百円

二 法第七条第十項第五号に掲げる事業 一万千三百円
(一月につき当該事業から特定子ども・子育て支援を受けた日数が内閣府令で定める一月当たりの日数を下回る場合にあっては、内閣府令で定めるところにより当該特定子ども・子育て支援を受けた日数に応じて算定した額)

三 法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第六号から第八号までに掲げる事業(当該施設等利用給付認定子どもが在籍する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校及び当該施設において行われる同項第五号に掲げる事業において提供される教育・保育の量が法第二十条第三項に規定する保育必要量を勘案して内閣府令で定める額を下回る場合に限る。) 一万千三百円から前号に定める額を控除して得た額

3 法第三十条の四第二号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する施設等利用給付認定子ども(認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者以外の者であって特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第四号に掲げる施設若しくは同項第六号から第八号までに掲げる事業を利用するもの又は国が設置する認定こども園に在籍する者に限る。)について法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額は、四万三百円(国が設置する認定こども園にあつては、国立大学法人法第二十二条第三項の文部科学省令で定める保育料その他の費用の額を勘案して内閣府令で定める額。以下この項において同じ。)(現に当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が四万三百円を下回る場合には、当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額)とする。

- 4 前二項の規定は、法第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもについての法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額の算定について準用する。この場合において、第二項第二号及び第三号中「一万二千三百円」とあるのは「一万七千七百円」と、前項中「四万三百円」とあるのは「四万五千七百円」と読み替えるものとする。

当する施設等利用給付認定子ども(認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者以外の者であって特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第四号に掲げる施設若しくは同項第六号から第八号までに掲げる事業を利用するもの又は国が設置する認定こども園に在籍する者に限る。)について法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額は、三万七千円(国が設置する認定こども園にあつては、国立大学法人法第二十二条第三項の文部科学省令で定める保育料その他の費用の額を勘案して内閣府令で定める額。以下この項において同じ。)(現に当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が三万七千円を下回る場合には、当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額)とする。

- 4 前二項の規定は、法第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもについての法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の額の算定について準用する。この場合において、第二項第二号及び第三号中「一万千三百円」とあるのは「一万六千三百円」と、前項中「三万七千円」とあるのは「四万二千元」と読み替えるものとする。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和8年8月定例教育委員会分)

令和8年8月25日開催

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	日本一のこどもハロウィン・パレード inみしま 2026	三島大通り商店街まつり実行委員会 代表 後藤 好成	令和8年10月25日(日) 三島大通り商店街	無料	有	有
2	2027年度小学生のためのお仕事ノート 熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版	株式会社 ケイ・クリエイト 代表取締役 池戸 武志	令和9年4月初旬 各校納品予定 三島市民文化会館 大ホール	無料	無	-
3	三島グロリア合唱団第43回定期演奏会	三島グロリア合唱団 代表 月野 義識	令和8年12月6日(日) 三島市民文化会館 大ホール	有料	有	有
4	千丈民謡会創立40周年 秋の民謡祭り	千丈民謡会 会長 石塚 千丈	令和8年11月29日(日) 伊豆の国市韮山文化センター	有料	無	-
5	沼津子どもミュージカル第一回公演 「あたたかい心」	沼津子どもミュージカル 代表 宮田 慶子	令和8年11月22日(日) 清水町地域交流センター 多目的ホール	有料	無	-
6	ひらめき!おかしなファクトリー	一般社団法人 三島青年会議所 理事長 原 裕貴	令和8年10月18日(日) 韮山生涯学習センター	無料	無	-
7	第17回サンタカップソフトバレー交流 大会in函南	サンタカップソフトバレーボール交流 大会実行委員会 代表 杉山 孝博	令和8年12月26日(土) 函南町体育館	有料	有	有
8	以下余白					
9						
10						

(第1号様式)

令和8年7月15日

函南町教育委員会

住 所

申請者三島大通り商店街まつり実行委員会
氏 名 後藤 好成
(連絡先) 事務局 安藤

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	日本一のこどもハロウィン・パレード in みしま 2026		
期 日	2026年10月25日 11時00分～16時00分		
会 場	三島大通り商店街		
主催者	団体名	三島大通り商店街まつり実行委員会	
	代表者	後藤 好成	
	所在地		
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・	共 催	
		後 援	三島市教育委員会、三島商工会議所、沼津市教育委員会、長泉町教育委員会、清水町教育委員会、伊豆の国市教育委員会、伊豆市、裾野市教育委員会

裏面があります。

事業の対象と目的	対象：三島市及び周辺地域の住民のみなさま 目的：ハロウィンは、米国を中心に盛んに行われるとても楽しい仮装行事です。毎年10月31日に行われ、子供から大人まで仮装して登校、出勤しているので、スパイダーマンの生徒が授業を受けていたり、スーパーマンがオフィスで働いていたり一日楽しく過ごします。夕方には、お化けやヒーローに仮装した子供たちが、親に付き添われながら近所の家々を訪問し、お菓子をもらえる「トリック・オア・トリート (Trick or Treat)」があります。近所の家々では、かわいい子供たちの訪問に備えて、大きなボールに山盛りのお菓子を用意して待っています。「ハロウィン・パレード in みしま」では、そんな大人と子供の温かい世代を超えたコミュニケーションを大切に、子どもたちの異文化交流を楽しく体感していただきたく企画いたしました。毎年好評いただいているこのイベントを継続して開催いたします。		
事業内容	11:00 歩行者天国開始 11:30 (事前申し込み制) はがき(裏面タグ印刷)を郵送し、ハガキを持参した方のみ参加でき、店舗をまわり、トリック・オア・トリートをするとお菓子をもらえる 14:10 トリック・オア・トリート終了 14:30 大パレード開始 仮装した参加者がパレードします。大抽選会開催 16:00 歩行者天国終了 イベント終了 片付け		
申請理由	より多くの地域市民に知っていただくため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

16th
ANNIVERSARY

日本一のこども

since 2009

ハロウィン・パレード
in みしま 2025パレードの最後は全員で
圧巻の笛バルーン！

参加無料 限定 3025 名 (申込先着)

10.26(日)

受付はありません
トリック or トリート 11:00~14:15
大パレード! 14:30~
※本コ天降は、11:00~16:00です参加対象者: 0歳~12歳まで (小学生以下)
※必ず保護者同伴でご参加ください
三石神社前~大社西交差点までがパレード範囲です

新企画!!!

みしまハロウィン
コレクション 2025

ハロウィンパレードとは・・・

登録ハガキのお店で「トリック・オア・トリート」と言うと、お菓子がもらえるよ！

みんなで大パレード！最後には参加者全員で、めっちゃ映え圧巻の笛バルーン！！

フォトコンテストは、#ハロウィンパレードみしま 2025 を SNS にアップして、チャレンジ！

今年もイベント中、ずっと歩行者天国で安全！

※前回は4日間
定員オーバーに！お申し込みは
WEBで！パレードの
最後まで
参加しよう！
みんなで
バルーンを
あげるよ！

3

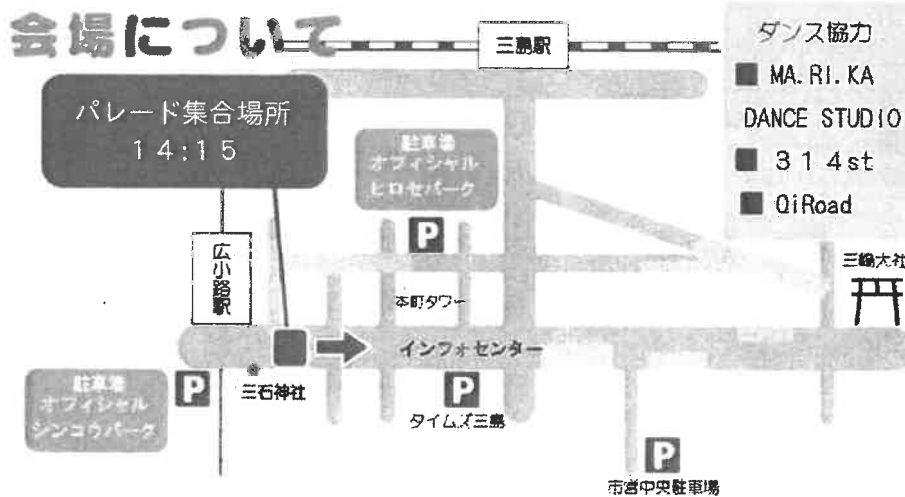
詳しくはウラ面！

保護者も
仮装して
参加してね9/18
予約開始
START!

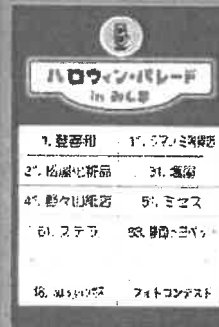
お申込みはお早めに！

←←←←
こちらから
←←←←
詳しくは、
ウラ面を！

会場について



当日について



訪問する店舗名を記載した登録ハガキを、申し込みした参加者へ事前に郵送します。当日は、時間内にそれらの店舗へ登録ハガキをお持ちの上、マップを見ながら「Trick or Treat!」と巡ってください！

セルフ・フォトコンテスト！

ハッシュタグをつけて、SNSにアップ！



前回コンテストの入賞写真

後日、実行委員会で各 SNS ハッシュタグを検索、審査をします。入賞者にはプレゼントを進呈します。ハロウィンパレード参加中の魅力的な写真をたくさん撮って、チャレンジしよう！

#ハロウィンパレードみしま 2025

みしまハロウィンコレクション 2025

参加者募集中！

大通りに敷かれたレッドカーペットの上を、ポーズしながら歩いてみませんか？当日はファッションの専門家がウォーキングやポーズングを指導します。募集定員：20名



プラン例

私ならこう行く！

11:30 トリック or トリート前半
11:50 フォトコン撮影
12:00 ハロウィン・ランチ
12:30 ハロウィンコレクション
13:00 商店街ショッピング
13:30 トリック or トリート後半
14:15 集合
14:30 大パレード！→圧巻アーセン！！



予約方法

9/18～

申し込み開始です。



WEB 申し込みのみです（電話・メールでの受付不可）
定員数に達した場合はキャンセル待ちとなります。

<https://www.mishima-odori.com/street/2025/08/19/halloween2025/>

【注意事項！】

- 事前申込制です。WEB でお申し込みください。電話やメールでのお申し込みはできません。
- 定員になり次第、締め切ります。
- 申込後、主催者からの連絡はありませんので、上記ホームページ URL で都度ご確認ください。
- 荒天の場合は、イベント中止です。（少雨決行、HP で要確認：当日朝 8 時に発表）
- 会場では、ハロウィンパレード・ルートおよび交通ルールを守って行動してください。
- おばけ、ヒーロー、キャラクター等に仮装して、保護者と一緒にご参加ください。
- イベント中に主催者によって撮影される写真や映像等は、紙面や HP 等に掲載される場合がございます。
- 本会趣旨に沿わないと判断された場合には、受付当日に参加をお断りすることがございます。
- 主催者以外が配布しているお菓子は、責任を負いかねます。自己責任でお受け取りください。

以前の模様
テレビ静岡



主催：三島大通り商店街まつり実行委員会 協力：三島市

✉mishima.odori.matsuri@gmail.com ☎080-7272-8091（左記電話番号は、ハロウィン期間限定です）

（受付時間は平日午後 2 時～5 時、土日は休み）
後援：三島市、三島市教育委員会、沼津市教育委員会、伊豆の国市教育委員会、伊豆市教育委員会、裾野市教育委員会、函南町教育委員会、清水町教育委員会、長泉町教育委員会、三島商工会議所、FM ボイスキュー、三島市観光協会、伊豆箱根鉄道株式会社

(第1号様式)

2026年 7月 23日

函南町教育委員会

住所 [REDACTED]
申請者 氏名 堀井 裕之
(連絡先) [REDACTED]

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	2027年度 小学生のための「お仕事ノート」 熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版		
期 日	2027年4月初旬 各学校納品予定		
会 場	各市町内小学校3・4年生/教員様		
主催者	団体名	株式会社ケイ・クリエイト	
	代表者	池戸 武志	
	住 所	〒493-0005 愛知県一宮市木曾川町小牧寺 125 番地	
共催又は 後援団体	①有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	有限会社アド・フューチャー
		後 援	伊東市教育委員会 (予定) 伊豆の国市教育委員会 (予定) 熱海市教育委員会 (配布許可取得)



事業の対象 と 目 的	本事業は、町内の小学校に通う児童を対象としたキャリア教育支援事業です。地域で活躍する企業や団体の仕事を分かりやすく紹介し、児童が働くことの意義や社会とのつながりについて理解を深める機会を提供します。将来の進路や職業への関心を高めるとともに、地域産業への理解と郷土愛の醸成を目的としています。		
事業内容	町内および近隣地域で活躍する企業・団体取材し、その仕事内容や社会的役割、働く人々の思いなどを児童向けに分かりやすくまとめたキャリア教育冊子「お仕事ノート」を制作・配布します。冊子は町内小学校の児童へ無償配布し、総合的な学習の時間やキャリア教育の教材として活用いただくことを想定しています。掲載内容は児童の理解度に配慮した構成とし、地域社会を支えるさまざまな職業への興味・関心を育むとともに、地域産業や企業の魅力を学ぶ機会を創出します。		
申請理由	近年、キャリア教育の重要性が高まる中、児童が地域社会や職業について学ぶ機会の充実が求められています。本事業は、地域企業や団体の協力のもと、児童が身近な仕事や働く人々の役割を理解し、自らの将来について考えるきっかけを提供するものです。また、地域への理解や愛着を深める教育的効果も期待されます。教育活動の一環として広く活用していただくため、本事業の公益性および教育的意義をご理解いただき、後援を申請するものです。		
入場料	有 料 無 料	有料の場合の金額	協賛企業より、協賛金として 1口¥150,000(税別)徴収

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

2027年度 小学生のためのお仕事ノート
熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版

収 支 予 算 書

	項 目	金 額 (税込)	説 明
収 入	掲載協賛金	1,650,000	・1口 165,000円(税込)×10社予定
	合 計	1,650,000	
支 出	活動費	230,000	・協賛企業セールス
	取材費	220,000	・10社
	編集費	220,000	・表紙・表4・巻頭記事・お仕事コンテンツ10業種
	デザイン制作費	220,000	・表紙・表4・巻頭記事・お仕事コンテンツ10業種
	撮影費	175,000	・10社
	PM費	150,000	・冊子完成まで一式
	印刷費	300,000	・B5冊子
	配送費	35,000	・市町内一括納品
	雑費	100,000	・交通費 他
	合 計	1,650,000	

キャリア教育における副教材

小学生のための お仕事ノート

しょうがくせいのための
おしごとノート

熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版 発行企画概要

(2027年1月発行)

※学校配布 2027年4月

K-CREATE

ad.FUTURE

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

弊社紹介

株式会社ケイ・クリエイト

愛知県西尾張エリアで“地域みっちゃく生活情報誌® くれよん®”発行



【一宮・稲沢版】
総発行部数208,400部



【江南・大口・扶桑版】
総発行部数60,200部



【岩倉・北名古屋版】
総発行部数58,250部



【清須・あま版】
総発行部数66,400部



【海部・津島版】
総発行部数59,900部



【西区・北区版】
総発行部数63,200部

子育て情報誌きらきら☆青森県・東北六県・北海道・東海三県・静岡県版発行



【東海三県版】

発行部数

979園 106,620部



【青森県版】

発行部数



【静岡県版】

発行部数

454園 33,945部



【東北六県版】

発行部数

1,553園 102,860部



【北海道版】

発行部数

305園 23,225部



【ぼうさいえほん静岡県版】

発行部数 130,000部

県内全幼稚園・保育園

はじめに

児童・生徒に、目まぐるしく変化する社会で生き抜く力を

自分の将来に希望あふれる夢を描けるように

私たちを取り巻く環境は、近年、日本社会のさまざまな分野において、構造的な変化が進行しています。それにともなった変化の度合いが大きくなり、とくに産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化や流動化などが起こり、未来に羽ばたくはずの児童にとって「憧れの大人像」を見つけるのが難しく、自分の将来に「希望」を見出しづらくなっていると言われています。

そこで、提唱されるようになったのが「キャリア教育」の必要性です。変化する社会の中で、児童・生徒が希望をもって、自分の未来を切り拓いていくための**キャリア教育の実施には、学校と、家庭と、そして地域と連携する機会が必要**だと考えられています。このような体験を通じて児童・生徒が「生きる力」を身に付け、柔軟かつ、たくましく対応し、社会人として自立できるようにする教育が「キャリア教育」です。

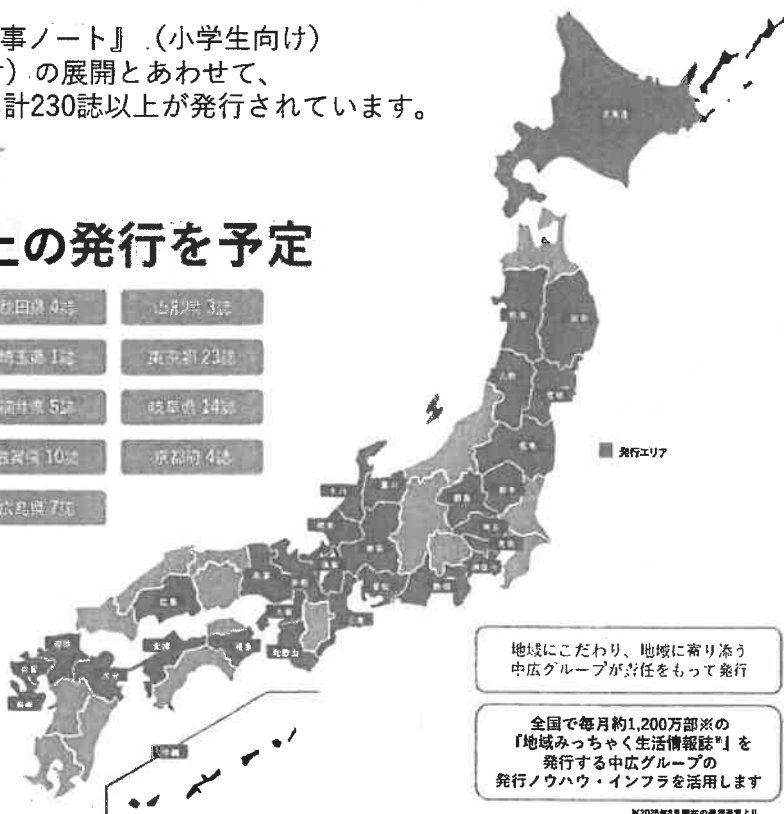
2020年5月に岐阜市で創刊された『お仕事ノート』（小学生向け）
その後の『お仕事ブック』（中学生向け）の展開とあわせて、
2025年3月までに、全国31都道府県で累計230誌以上が発行されています。

2025年4月～2026年3月までに

32都道府県 250誌以上の発行を予定

北海道 6誌	岩手県 3誌	宮城県 4誌	秋田県 4誌	山形県 3誌
福島県 3誌	栃木県 2誌	群馬県 4誌	埼玉県 1誌	東京都 23誌
神奈川県 17誌	富山県 6誌	石川県 7誌	福井県 5誌	岐阜県 14誌
静岡県 15誌	愛知県 25誌	三重県 7誌	滋賀県 10誌	京都府 4誌
大阪府 24誌	兵庫県 15誌	和歌山県 2誌	奈良県 7誌	
山口県 1誌	徳島県 4誌	愛媛県 6誌		
高知県 18誌	佐賀県 5誌	長崎県 2誌		
大分県 2誌	沖縄県 1誌			

※2025年8月現在の発行予定より



地域にこだわり、地域に寄り添う
中広グループが責任をもって発行

全国で毎月約1,200万部※の
『地域みっちゃく生活情報誌』を
発行する中広グループの
発行ノウハウ・インフラを活用します

※2025年8月現在の発行予定より

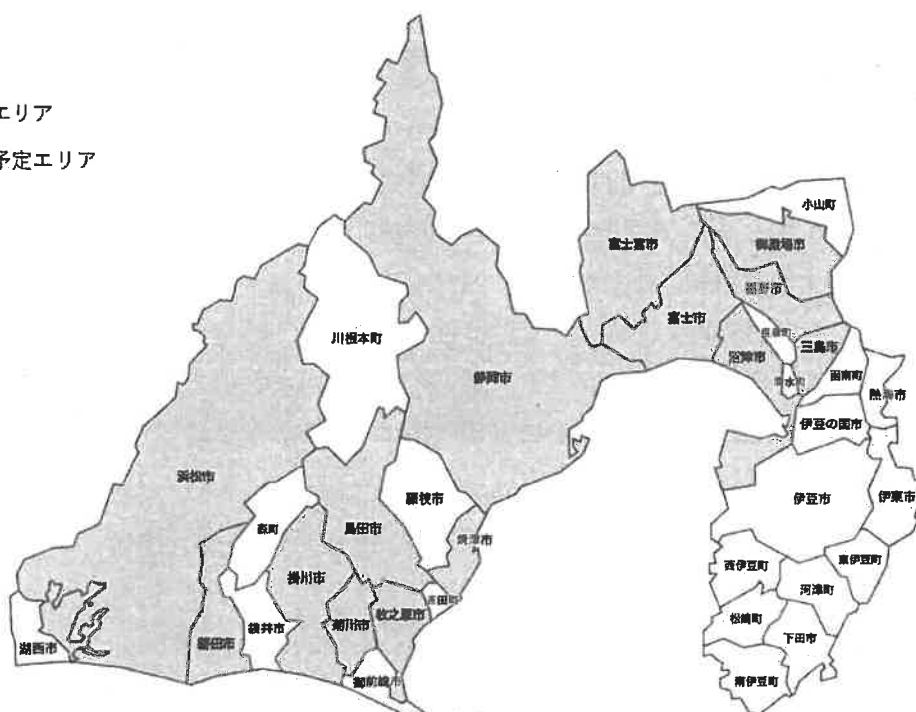
信頼・好評をいただき、

全国各地で展開中！

静岡県内展開状況

静岡県内での発行状況

- 発行エリア
- 発行予定エリア



『お仕事ノート』『お仕事ブック』

児童・生徒が夢あふれる未来を描くために必要な情報と、地元の企業が伝えたいことをマッチングさせながら、教育現場の先生にもメリットのある1冊です。

児童

業界の知識

自分の住む地域は、どんな仕事があるのか、どんな種類の仕事があり、この先、どんな技術が必要となるのかを知ることができる



将来像の構築

具体的な仕事、企業情報を知ることと、自分の将来を描くための期待をもつことができる。

教育現場

キャリア学習

地域企業の仕事を具体的に紹介することで、子どもたちが将来の夢を描くことをアシストする

地域とのつながり

授業での活用や、出前授業（出張講義）、職場体験の受け入れなどのきっかけとなるツール

地域の企業

ブランディング

仕事の内容についての理解や魅力を、未来を担う子どもたちに伝えることができる



地域貢献の一環

地元企業の魅力を知ってもらうことで、将来的に地元へ愛着を持てるきっかけをつくり、地域の活性化につなげることができる

児童・生徒、教育現場、地域の企業をつなぐ

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

6

『お仕事ノート』概要

冊子の特長

地域にこだわり、地域に寄り添う『地域みっちゃく生活情報誌®』を発行する中広グループが、その地域密着力と発行ノウハウ・クリエイティビティを使ってつくる、子どものキャリア教育をアシストする副教材が「お仕事ノート」です。



デザインイメージであり、実際とは異なる場合がございます

小学生のための お仕事ノート

自分の暮らす地域の産業や、具体的な企業について知ることができます

市区町村ごとに発行

地元産業について、産業の仕組みや構造から、実際に働く人の声まで具体例を挙げながら紹介します

業種ごと様々な仕事を掲載予定

児童が、今の自分や将来への思いを見つめたり、一歩を踏み込んで考えられる誌面展開。情報の一方通行ではなく、「知る」から「考える」まで導きます

キャリア教育の発達・推進を促す



デザインイメージであり、実際とは異なる場合がございます

小学生のための お仕事ノート

《媒体概要》

仕 様: B5判 オールカラー

発行部数: 2,400部予定(教員様分含む)

発行地域: 熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町

配布対象: 許可エリアの公立小学校(25校) 3/4年生

発行日: 2027年1月末頃(予定) ※学校配布は2027年4月

発 行: 株式会社ケイ・クリエイティブ/有限会社アド・フューチャー

後 援: 伊東市教育委員会(予定)・

伊豆の国市教育委員会(予定)・函南町教育委員会(予定)

配布許可: 熱海市教育委員会

企画編集: HAPPY MEDIA

地域みっちゃく生活情報誌

協 力: JLAA 一般社団法人日本地域広告会社協会

協 賛 金: 150,000円(税別) ※見開き・2ページ

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved. 8

配布小学校

熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町内/25校

熱海市：7校

第一小学校	第二小学校	多賀小学校	伊豆山小学校
桃山小学校	泉小学校	初島小学校	

伊東市：7校

大池小学校	宇佐美小学校	八幡野小学校	富戸小学校
池小学校	南小学校	伊東小学校	

伊豆の国市：6校

長岡南小学校	長岡北小学校	韭山小学校	韭山南小学校
大仁小学校	大仁北小学校		

函南町：5校

函南小学校	丹那小学校	桑村小学校	東小学校
西小学校			

広告の力で、地域に元氣と笑顔を届ける仕事です。

株式会社中広

所在地：伊東市東町27番地 TEL:055-949-0809 <http://choco.co.jp>
 創設：1978(昭和53)年5月1日 従業員数：約454名(2024年現在)

私たちの仕事

私たちは、いろんな広告や情報を皆さんに届ける会社です。「総合広告代理店」として、テレビやインターネットなど、いろんなメディアを使って情報を発信します。また、「地場あつまちく生活情報誌」という、地域の皆さんに役立つ情報が詰まった雑誌も作っています。この雑誌には、近くのお店や楽しいイベントの紹介、生活に役立つヒントなどが載っています。みんなが毎日をもっと楽しめるように、がんばっています。

？ 広告代理店のお仕事とは

広告で企業の想いを形にする

広告代理店は、企業が伝えたいメッセージをわかりやすくまとめ、広告として発信します。テレビ、インターネットなど、さまざまな方法を提案します。

？ どんなものをつくっているの？

地域に笑顔と元氣を届ける広告メディア

私たちは、地域に密着した情報誌や広告を通じて、地域の人々(ひとびと)に役立つ情報を届けています。地域の活力を引き出し、笑顔あふれる社会を自前しています。

1 地場あつまちく生活

地域ごとの旬な情報、お祭りやイベントの情報を届けています。

2 ままごっこ

子育て世代をサポートする、地域密着の雑誌とサービスを展開しています。

3 やさずみ

子どもたちの笑顔を守るため、楽しく学べる教材を提供するメディアです。

4 イベントセミナー

企業の販促と並行し、イベントやセミナーを開催し、交流の場を提供します。

5 地域情報誌「はなはな」

地域密着の雑誌と並行し、イベントやセミナーを開催し、交流の場を提供します。

6 フリモ

クーポンや地域情報を提供するアプリで、日々の生活をもっと便利にします。

働く人の声

新卒○○○○
中広○○○さん

地域密着の広告で成長を感じた日々

地域密着の広告で、やりがいと成長を感じた日々(〇〇)。地元の人々とのつながりを感じながら、自分のアイデアを活かして地域社会に貢献できることが魅力です。

新卒○○○○
中広○○○さん

広告で人と関わりをつなぐ楽しさ

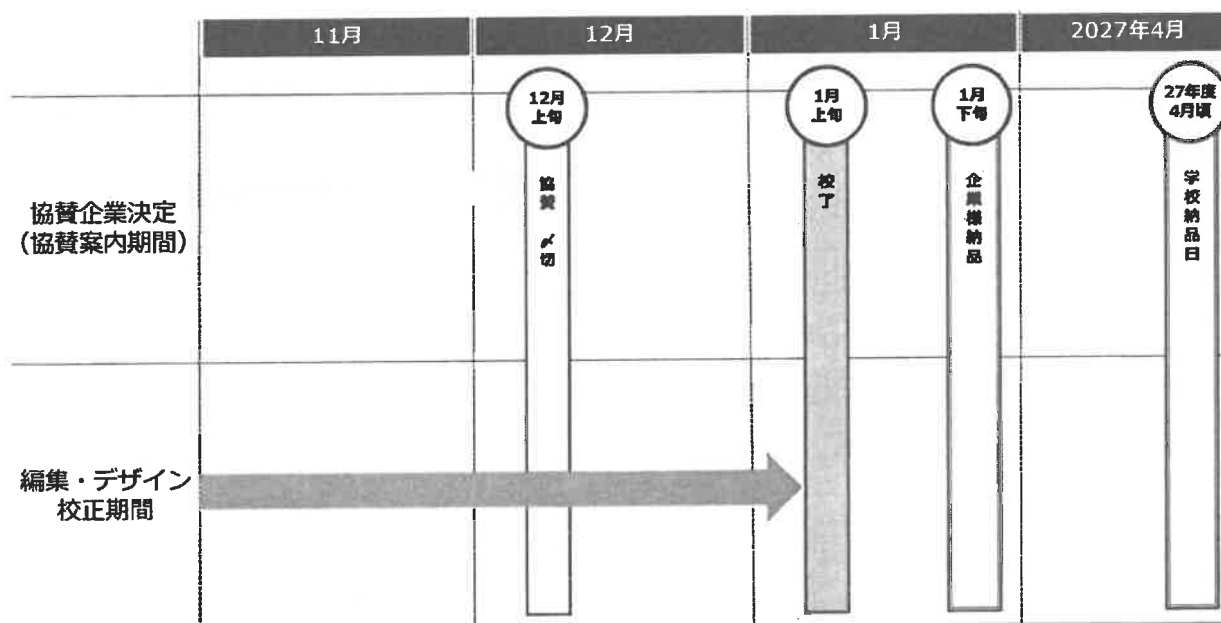
地域密着の広告を通じて、広告で人と関わりをつなぐ楽しさ(〇〇)を感じ、広告を通じて地元の人々を元気づける仕事です。地域密着の情報発信で多くの人に喜ばれます。

写真・イラストはイメージであり、実際とは異なる場合がございます

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved. 10

2027年度『お仕事ノート』熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版

発行スケジュール



ご協賛金（税別）

1 見開き（2 ページ）150,000円

挨拶文章

『お仕事ノート』学校納品時の同封資料

お世話になって、

熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版の『お仕事ノート』が、

「小学生のためのお仕事ノート」
〇〇市版の発行に関して

貴校へ「お仕事ノート」が、熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版の『お仕事ノート』が、

「お仕事ノート」は、自分たちの地域にどんなお仕事があるのかを学習し、将来を考えるきっかけにしたいとの思いで発行したキャリア教育の副読本です。「お仕事ノート」を先生方が、授業あるいは学習活動で利用すると共に役立つ活用方法を下記にまとめました。「聞いたんだけど、どうやって利用すればいいの?」「他の学校ではどのように使っているの?」と思ったとき、参考にしてください。キャリア教育の教材のひとつとして、ぜひご利用ください。

熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版の『お仕事ノート』が、

「お仕事ノート」は、自分たちの地域にどんなお仕事があるのかを学習し、将来を考えるきっかけにしたいとの思いで発行したキャリア教育の副読本です。「お仕事ノート」を先生方が、授業あるいは学習活動で利用すると共に役立つ活用方法を下記にまとめました。「聞いたんだけど、どうやって利用すればいいの?」「他の学校ではどのように使っているの?」と思ったとき、参考にしてください。キャリア教育の教材のひとつとして、ぜひご利用ください。

〇〇市教育委員会

現場の先生方へ

位合 社会 生活
遠征 長期休みの宿題 など

こんなときに使える!

**小学生のための
お仕事ノート**

『お仕事ノート』は、自分たちの地域にどんなお仕事があるのかを学習し、将来を考えるきっかけにしたいとの思いで発行したキャリア教育の副読本です。「お仕事ノート」を先生方が、授業あるいは学習活動で利用すると共に役立つ活用方法を下記にまとめました。「聞いたんだけど、どうやって利用すればいいの?」「他の学校ではどのように使っているの?」と思ったとき、参考にしてください。キャリア教育の教材のひとつとして、ぜひご利用ください。

使える1 地域企業の仕事を学ぶきっかけとして

この冊子は、地域の企業の仕事を学ぶきっかけになります。また、訪問となった場合でも、事前準備の資料として、授業や家庭学習で活用できます。

使える2 出張(出前)授業のときの企業探しの参考として

冊子内に掲載された企業の多くは「地域の企業」です。先生方から出張(出前)授業などの希望があれば、資料提供するのはもちろん、謝意を添えて、ご紹介することも可能です。

使える3 「総合的な学習の時間」の資料として

探求的な学習(見方や考え方をめぐる)が、必要となるが、身近な企業だからこそ、児童の興味をむくくだと考えます。
(例: 授業の指導者が勤めている会社や、学習場で見かける企業など)

月	日	
1	月	国語
2	月	算数
3	月	社会
4	月	国語

使える4 国語の「仕事のくふう、みつけたよ」の資料として

社会などの分野で活用されるのはもちろんですが、国語に国語の授業で使いました」という感想もいただきました。使用する授業は、指定していませんので、さまざまな場面で活用ください。

〇〇市教育委員会 熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版

(第1号様式)

令和 8 年 7 月 日

函南町教育委員会

申請者 住所 三島グロリア合唱団
氏名 月野 義識
(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	三島グロリア合唱団第43回定期演奏会		
期 日	令和8年12月6日 14時～16時		
会 場	三島市民文化会館 大ホール		
主催者	団体名	三島グロリア合唱団	
	代表者	月野 義識	
	住 所		
共催又は 後援団体	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	無
		後 援	三島市・三島市教育委員会、 三島市文化芸術協会、 SBS 静岡放送・静岡新聞社 他



事業の対象 と 目 的	一流の指導者のもと合唱音楽の正統的演奏を目指して日々重ねてきた練習の成果を発揮し、歌うことの喜びと合唱の素晴らしさをより多くの聴衆に届ける。今回は、幅広い年代の様々な曲を取り上げ、ピアノ伴奏の他アカペラにも挑戦し、グロリア合唱団の演奏の新たな魅力を発信し団員の獲得にもつなげる。今年度から静岡県合唱連盟にも加盟し、引き続き合唱団の活動を通して、県東部地域の文化活動の振興に一層寄与するよう努めていきたい。		
事業内容	三島グロリア合唱団第 43 回定期演奏会 指 揮： 江上 孝則 ピアノ： 山本 まどか 曲 目： 現代作曲家による宗教曲 邦人作曲家の合唱曲 メンデルスゾーン、バッハの作品 など		
申請理由	演奏会の開催にあたり、多くの函南町民の方々にご来場を呼びかけ、演奏を楽しんでいただくよう広報活動を展開したい。併せて当団の活動や合唱音楽に興味をもっていただき、是非、活動に参加して三島グロリア合唱団の目指す合唱の奥深さを味わっていただけるよう積極的に働きかけていきたい。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	一般 2,000 円 学生 500 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

三島グロリア合唱団第43回定期演奏会

開催概要

会 場：三島市民文化会館（大ホール）

開催日時：令和8年12月6日（日） 開演14時 終演16時（予定）

指揮者：江上孝則先生 ピアノ伴奏：山本まどか

合 唱：三島グロリア合唱団

※ 構成・曲目：4部構成 18曲

第1ステージ（現代作曲家の宗教作品）

- ・イーヴォ・アントニーニ O Magnum Mysterium、Beati Omnes
- ・エレヌ・ハーゲンバーグ Alleluia
- ・ジョン・ラター Open thou mine eyes
- ・オーラ・イエイロ（P伴奏） The Ground

第2ステージ（現代日本人作曲家の合唱曲）

- ・千原英喜作曲 混声合唱とピアノのための組曲「みやこわすれ」より2曲
（はっか草、みやこわすれ）
- ・信長貴富作曲 3曲（きみ歌えよ、リフレイン、未来へ）

第3ステージ（八尋先生が愛したメンデルスゾーン）

- ・メンデルスゾーン Trauergesang（葬送の歌）op.116 ア・カペラ
- ・メンデルスゾーン Herr, nun du deinen Diener in Frieden fahren op.69-1
（主よ、今こそあなたはこの僕^{しもべ}を安らかに去らせてくださいます）ア・カペラ
- ・メンデルスゾーン Verleih uns Frieden gnädiglich op.116
（慈悲深くわれらに平安を与え給え）

第4ステージ（八尋先生、とわ 永遠に・・・）

- ・モーツァルト Ave Verum Corpus
- ・マスカーニ カヴァレリア・ルスティカーナから Ave Maria
- ・フォーレ レクイエムから Agnus Dei 6分 + In Paradisum
- ・J.S.バッハ ロ短調ミサから 終曲 Dona nobis pacem

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	積 算 金 額	内 容 (算出根拠)
団員負担金	1,080,000 円	20,000 円×54 名
チケット売上	50,000 円	2,000 円×25 枚 (前売り、当日券)
補助金	100,000 円	みしまの文化百花繚乱 (三島市)
雑収入	20,000 円	ご祝儀 等
収入合計	1,250,000 円	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	積 算 金 額	内 容 (算出根拠)
出演料	500,000 円	指揮者、ピアニスト
交通宿泊費	70,000 円	指揮者 他
会場費	200,000 円	三島市民文化会館大ホール・備品設備等使用料 (リハーサル、本番)
広報費	200,000 円	チラシ、チケット、ポスター制作費
人件費	80,000 円	受付・案内、保安全管理要員 他
事務費	100,000 円	著作権料、事務用品費、通信費 振込手数料 他
雑 費	100,000 円	出演者食費、接待費、記録写真 等
支出合計	1,250,000 円	

GLORIA

三島グロリア合唱団

第42回定期演奏会

2026年 2月1日(日)

13:15開場／14:00開演

会場：三島市民文化会館大ホール

全席自由：一般券 3,000円／学生券 500円

指揮：八尋和美

ソリスト：ソプラノ：廣瀬真弓 アルト：斉藤裕子

テノール：鏡 貴之 バス：月野 進

オーケストラ：バッハ・カンタータ・アンサンブル

曲目：J.S. バッハ：「ミサ曲ト短調」BWV235

シューベルト：「ミサ曲2番ト長調」D167

ブラームス：「4つの曲」op.17

2つのホルンとハープ伴奏による女声合唱曲

寺嶋陸也：男声合唱とピアノのための「ふじの山」

●出演者は予告なく変更になる場合があります。ご了承ください。

■前売り 三島市民文化会館 TEL055-976-4455
やまがた楽器店 TEL055-975-0207
文盛堂書店 TEL055-975-4229

■ホームページ [三島グロリア合唱団](#) 検索

■入団・演奏会問合せ 三島市加屋町2-21 土山 雅之
TEL055-972-2291

●三島市民文化会館には駐車場がありません。

■後援 三島市・三島市教育委員会
沼津市、沼津市教育委員会
長泉町、長泉町教育委員会
函南町教育委員会
清水町、清水町教育委員会
三島市文化芸術協会
三島市合唱協議会
三島商工会議所
静岡新聞社・静岡放送
FMボイス・キュー
伊豆日日新聞



第42回定期演奏会に寄せて

三島グロリア合唱団は、今回で42回目の定期演奏会を迎えることとなりました。これも長年にわたり、わたくしどもの活動を温かく見守り続けてくださいました皆様方のご支援の賜物と、団員一同心より御礼申し上げます。

前半の第1ステージでは、男声合唱曲とピアノによる明治・大正のお馴染みの唱歌集を、第2ステージでは、2つのホルンとハーブの伴奏によるブラームスの女声合唱曲を演奏します。後半の第3ステージでは、オーケストラ伴奏とソリストが加わるバッハの「ミサ曲ト短調」BWV235を演奏します。最後の第4ステージでは、シューベルトの「ミサ曲2番ト長調」D.167を、全ステージ八尋和美の指揮で演奏します。

多彩な演奏形態の4つのステージでお届けするコンサート。昨年のオペラに続く三島グロリア合唱団の新天地をお聴き逃しなく。皆様のご来場を団員一同、心よりお待ちしております。

三島グロリア合唱団

三島グロリア合唱団は1979年に「ヴィヴァルディの《グローリア》を歌う合唱団」として発足しました。現在はオーケストラとの共演を含む年1回の定期演奏会を行うほか、福祉施設や小中学校への訪問演奏会など各種行事に参加しています。東京混声合唱団創立メンバーで同団正指揮者の八尋和美氏による温かい指導で毎週60名の老若男女の団員が和気あいあいと練習しています。

合唱団員募集中

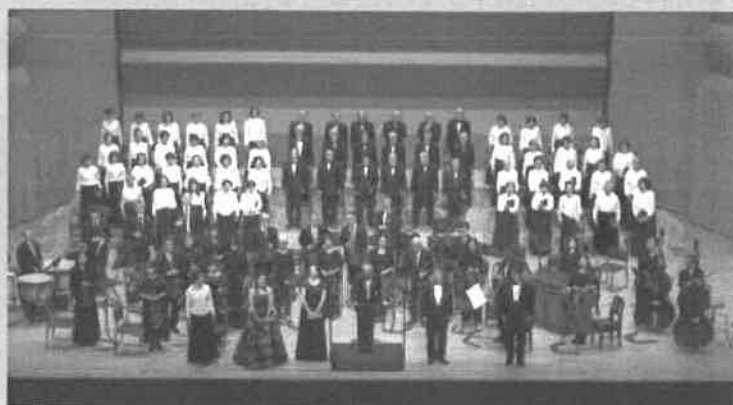
練習日時： 毎週木曜日18:30～20:30

練習場所： 三島生涯学習センター講義室

又は文化会館リハーサル室

団費： 4,000円/月(入団費3,000円)

連絡先： 055-972-2291 土山雅之



演奏会の歩み(第32回～第41回)

- | | |
|------|--|
| 第32回 | J.S. バッハ／「ロ短調ミサ曲」 |
| 第33回 | ベートーベン／「荘厳ミサ曲」 |
| 第34回 | プッチーニ／「4声のミサ曲」、メンデルスゾーン／詩編第42番「鹿が谷川の流れを慕い喘ぐように」 |
| 第35回 | J.S. バッハ／「クリスマス・オラトリオ」 |
| 第36回 | グノー／「聖チェチリアの荘厳ミサ曲」、高田三郎／混声合唱組曲「心の四季」、若林千春編曲／「だんご3兄弟」ほか |
| 第37回 | 小林秀雄／「落葉松」、メンデルスゾーン／「ドイツ典礼」、滝廉太郎／「箱根八里」ほか |
| 第38回 | メンデルスゾーン／交響曲第2番「讃歌」、詩編第42番「鹿が谷川の流れを慕い喘ぐように」 |
| 第39回 | モーツァルト／レクイエム、フォーレ／レクイエム |
| 第40回 | J.S. バッハ／「マニフィカト ニ長調」、ベートーヴェン／「ミサ曲ハ長調」ほか |
| 第41回 | ア・カペラ作品、ジョンラター作品集、イタリ ~~20~~ オペラの合唱曲、林光編曲／日本抒情歌集、ほか |

(第1号様式)

8 年 7 月 24 日

函南町教育委員会
教育長 様

住 所

申請者

氏 名 石 塚 千 丈

(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	4丈民謡会創立40周年 秋の民謡祭		
期 日	2026年 開場10:30 令和8年11月29日(日) 開演11:00		
会 場	伊豆の国市葦山文化センター(葦山時代劇場)		
主催者	団体名	4丈民謡会 (函南町文化協会加入団体)	
	代表者	石 塚 千 丈	
	所在地		
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	伊豆の国市・伊豆の国市教育委員会 函南町・函南町教育委員会・函南町文化協会 三良市文化芸術協会 静岡新聞 静岡放送 伊豆日日新聞 津軽三味線小山会 江差漁人会 一般財団法人日本郷土民謡協会

裏面があります。

事業の対象 と 目的	対象 ・一般民謡愛好家、その他関連関係団体 会員 目的 ・日本の貴重な伝承伝統文化である民謡民舞を中心に、日本舞踊や詩吟等も紹介しながら、日本の文化、地域文化向上の発展継承に寄与するため。 ・イベント開催実施に向け、会員の心技体の向上を図る		
事業内容	第1部 民謡の旅 会員40名による唄、合奏、尺八演奏、合唱、踊り 第2部 民謡アラカルト 賛助出演による唄、踊り、詩吟、吟舞 第3部 ゲスト出演 ゲスト出演による唄、演奏、踊り		
申請理由	伝承伝統文化、民謡民舞の公共性を高め、保存育成に御協力を賜りたい為。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	2,000 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

千丈民謡会創立40周年記念 秋の民謡祭開催要項

開催日 2026年 令和8年11月29日(日)
開場10:30分 開演11:00分 終演16時予定

会場 葦山文化センター(葦山時代劇場)伊豆の国市四日町772
(TEL)055-949-8600

目的 1)日本の貴重な伝承伝統文化である民謡民舞を中心に、日本舞踊や詩吟等も紹介しながら日本の文化、地域文化向上の発展継承に寄与するため。
2)イベント開催実施に向けて会員の心技体の向上を図ること。

内容 第一部民謡の旅
会員40名による唄、合奏、尺八演奏、合唱、踊り

第2部民謡アラカルト
賛助出演による唄、踊り、詩吟吟舞

第3部ゲスト出演
ゲスト出演による唄、演奏、踊り、

(出演者数) 約100名 60曲

(ゲスト) (唄) 小山みつな(津軽民謡歌手)・石川きよ美(コロムビア)
坂越達明(民謡道坂越流初世宗家)
山上衛(マルチ民謡歌手)

(踊り) 山上衛(秋田民謡・南部民謡)
小林奏貴(津軽民謡・こすずめ会4世)
粹翔凰艶(日本舞踊粹翔流)

(津軽三味線) 二代目 小山貢、三代目 小山会主 小山貢(豊)

(三味線) 笹本雪路

(スタッフ) (お囃子) 西田和菜(西田社中)(お囃子)
松長辰雄(江差追分会正師匠)

(太鼓) 小山貢寿香

(司会者) 柴千賀子

(尺八) 米谷崇男・米谷威和満・水口巖竜

(賛助出演) 民謡道坂越流社中(静岡市)・水流会社中(伊豆の国市)
かもめ会社中(伊東市)・修栄会社中(湯河原町)
清山流詩吟道(沼津市)・檜風吟詠会(熱海市)
日本舞踊粹翔流社中(三島市)

入場 2,000円 小中学生 無料

主催 千丈民謡会創立40周年秋の民謡まつり実行委員会

後援団体 伊豆の国市・伊豆の国市教育委員会

函南町・函南町教育委員会 函南町文化協会・三島市文化芸術協会

静岡新聞・静岡放送・伊豆日日新聞

津軽三味線小山会・江差追分会

一般財団法人日本郷土民謡協会

問合せ (TEL) 055-979-2127(石塚)・055-949-1169(奥脇)

(本部) 〒419-0112静岡県田方郡函南町柏谷723-61

以上。

創立40周年記念千丈民謡会 秋の民謡祭 予算書11月29日(土)実施 荏山文化センター									
収入					支出				
項目	金額	内訳	備考	項目	金額	内訳	備考		
会 員 分 担 金 費	500,000	40名		会 場 費	220,000	会場費/備品代/その他			
広 告 費	150,000	15口×10000		会 場 費	30,000	リハーサルその他	11月11日		
チ ケ ッ ト 代	900,000	450×2000	定員500名				備品代		
当日チケット代	30,000	15枚販売分		ス タ ッ プ 代	60,000	リハーサル・当日スタッフ代			
石塚千丈補助金	200,000		会主	プロگرام関係	100,000	プロ グ ラ ム	700部		
千丈民謡会補助金	50,000				40,000	チ ラ シ	800枚		
					23,000	チ ケ ッ ト	600部		
					10,000	ポスター	50枚		
				弁 当 代	100,000	800×120			
				事 務 通 信 費	45,000	郵送代印刷代その他			
				維 持 費 ・ 接 待 費	50,000	ゲスト賛助その他			
				リハーサル	100,000	人件費交通費			
				ゲ ス ト	720,000	交 通 費 込 み	東京・秋田・神奈川		
						ゲスト12名分	静岡		
				賛 助 出 演 代	250,000	6名分先生謝礼			
				著 作 権 協 会	50,000				
				予 備 費	30,000				
	1,830,000				1,828,000				2,000

2026 令和 8 年 7 月 24 日 作成者 責任者 石塚千丈



見本

千丈民謡会40周年記念 秋の民謡まつり

令和8年11月29日(日)
開場 / 10:30・開演 / 11:00
伊豆の国市韮山文化センター
大ホール(韮山時代劇場)

入場料
(全席自由席)
2,000円
※中学生以下無料

第Ⅰ部 民謡唄の旅 / 第Ⅱ部 民謡アラカルト / 第Ⅲ部 ゲスト出演



津軽三味線 二代目 小山 貢	津軽三味線 三代目 小山 貢(豊)	唄 小山 みづな	唄 石川 きよ美	唄・踊り 山上 衛
三味線 笹本 雪路	踊り 小林 奏貴	唄 坂越 達明	粹翫 鳳艶	太鼓 小山貢寿香
宝田 豊文	久保田 国男	佐野 修栄	戸室 賢山	米谷 崇男
米谷 威和満	水口 敏竜	おはやし 西田和香奈		

主催: 千丈民謡会秋の民謡まつり実行委員会

後援: 伊豆の国市・伊豆の国市教育委員会・函南町・函南町教育委員会・函南町文化協会・三島市文化芸術協会
静岡新聞・静岡放送・伊豆日日新聞・熱海新聞・伊豆新聞社
津軽三味線小山会・江差追分会・一般社団法人日本郷土民謡協会

ゲスト出演者プロフィール

二代目 小山 貢

青森県南津軽郡出身の津軽三味線演奏の第一人者、津軽三味線小山流二代目家元。民謡・歌謡番組へのテレビ出演での幅広い活躍のかたわら、後進の指導にも当たっている。小山会は津軽三味線全国普及のパイオニア。1963年に結成。

小山 みつな

民謡歌手 日本武道館に於ける数々の全国大会に於いて総合優勝、総理大臣賞受賞
日本民謡プロ協会所属、神奈川県湯河原町出身、神奈川県湯河原町観光大使

三代目 小山 貢 (豊)

1981年生まれ津軽三味線小山流3代目。祖父に民謡と三味線を津軽三味線小山流、故小山貢竜師初代家元小山貢翁、父に2代目家元小山貢を持つ師事。齊藤京子師に民謡西ものを師事。幼少より津軽三味線小山流宗家(祖父)小山貢翁に本荘追分日本一に輝き「内閣総理大臣賞」受賞。師事。日本最大流派の一つである小山流3代目とし日本コロムビア専属。国内のみならず海外30か国以上で演奏活動を行うNHK大河ドラマで民謡歌唱指導、NHK民謡番組に出ている。YouTube配信「オチャミン」に参加。

石川 きよ美

坂 越 達 明

11才より民謡始める。16才でNHKのど自慢全国大会にて平成3年生まれ、小学五年より名門浅野梅若会入りとなる。17才の時、生涯の恩師初代浜田喜一師匠の内弟各種大会で優勝。中川あい子師に内弟子入門なり、以来25年間にわたりご指導頂く。昭和54年、CBSソ.唄、手踊り、話術。舞台作法習得、近年では3代目コードの専属となる。平成元年10月上野奏楽堂にて文化 佐藤貞子師に舞踊の手ほどきを受け、唄、手踊り、祭参加作品「馬がもの言うた」公演、平成15年10月文化 味線、尺八、太鼓などすべて精通、今後民謡界に祭参加作品参加、大條和雄著作「津軽三味線の誕生」裏おける若手男性マルチ民謡歌手として活躍が期待されゼロホールにて開催。平成18年師匠の「民謡道」の称号されている。岩手、秋田を中心にし全国で活動、活躍ぎ「民謡道坂越流」を創刊。

山 上 衛

笹 本 雪 路

15才で母親より三味線の手ほどきを受ける。17才で(旧芸名松浦奏貴)命を舞い命を文化に変える。唄・千藤幸蔵氏入門。内弟子 修業、その後笹本流家う三味線・太鼓一四つの芸をつなぎ。次世代に繋ぐ表本壽氏に師事、笹本流ゆきじ会を結成、テレビ、ラジオ現者として国内外で活動。古き良き伝統や伝承を舞台等に幅広く活躍、民謡の枠にとらわれず、演奏家承していくこと、伝統と現代の融合をテーマに、テレビ歌謡曲、演歌等のレコーディング、ステージもこなす・CM・創作舞台指導など多岐にわたり携わっている。実力派。

小 林 奏 貴

島根県隠岐の島観光大使。

石塚千丈プロフィール

1946年生まれ秋田県秋田市出身、(旧秋田県河辺郡河辺町岩見三内)7人兄弟の4男として生まれる。1962年集団就職で静岡県富士市(旧吉原)に移り、高校在学中に民謡唄い始め、卒業後佐々木基晴師の江差追分に感動。1975年鈴木峰謡師事、勤務の傍ら秋田民謡、津軽民謡拝授、その後佐々木基晴師、青坂満師両師に師事、江差追分の真髄を学ぶ。1987年千丈民謡会結成(当時声優会)、1988年に日本郷土民謡協会入会。同年北海道江差町より江差追分会静岡第一支部認定、1991年ティチレコード専属、1998年津軽三味線初代小山貢師に師事、2002年会社退職、民謡活動専念する。2011年北海道江差町江差追分会より師匠拝命、2015年一般財団法人日本郷土民謡協会より技能賞受賞、2025年津軽三味線小山流総師範拝命、2026年一般財団法人日本郷土民謡協会より民謡栄誉章受賞、一貫して民謡指導普及活動に専念、函南町在住

賛 助 出 演 者

(民謡道坂越流)(かもめ会社中)											
坂越	明達	明宝	田	豊	文	坂越	明	房	錢太鼓・隅り太鼓	坂越	明
(修栄会社中) 桧垣尹子											
佐野	修	榮杉	山	榮美	子	根本	敦	子	内山	紀久代	久保
(水流会社中) 浦稻田寿美子											
米山	はつ	子	伊東	叔	江	岡田	清	子	北川	惠	子
山口	京	子	永井	鈴	子	日本舞踊 善行地満智子					
(粋翔流) 長谷川啓子											
水翔	鳳	翔	和相	川さ	き	水翔	鳳	翔	和相	川さ	き
水翔	鳳	桃	香松	田	律	水翔	鳳	鳳	良川	村つ	ゆ
杉本	恵美	香菊	地	敬	子	富士	みれ	い岡	田	秀	子
(熱海芸妓) 深津マスエ											
美保	佐々木	フミ	子								
清山流 齊藤よしみ											
(詩吟道) 横田清子											
戸室	賢	山	大木	千賀	子	戸室	吟	山	増井	桂	子
遠藤	雄	山									
戸室 諒 山 (江差追分会)											
戸室	翔	山	松	長	辰雄						
(槍風吟詠会) 司会											
寺田	娟	山	柴	千賀	子	寺田	嶺	山	企画・監修		
藤間	環	山	石塚	千	丈						

(第1号様式)

2026年 7月 22日

函南町教育委員会

住所 [REDACTED]
申請者 沼津子どもミュージカル
氏名 宮田慶子(宮)
(連絡先) [REDACTED]

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	沼津子どもミュージカル第一回公演『あたたかい心』		
期 日	2026年11月22日(日) 16:00~17:30		
会 場	清水町地域交流センター 多目的ホール		
主催者	団体名	沼津子どもミュージカル	
	代表者	宮田慶子	
	住 所	[REDACTED]	
共催又は 後援団体	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	沼津市教育委員会(予定) 近隣市町教育委員会(予定)



事業の対象 と 目 的	静岡県東部の小・中・高校生及びそのご家族を対象に実施いたします。 子どもたちがミュージカルを通して、歌・ダンス・演技に挑戦し、表現力や協調性、主体性を育む機会を創出することを目的とします。また、地域の皆様に質の高い舞台芸術に触れていただき、文化芸術の振興と地域の交流・活性化に寄与することを目指します。		
事業内容	沼津市および近隣地域の子どもたちを対象にミュージカル出演者を募集し、歌・ダンス・演技のレッスンを重ねながら舞台公演を開催します。公演を通じて、子どもたちの成長の機会を創出するとともに、地域住民が文化芸術に親しめる場を提供します。		
申請理由	教育委員会の後援をいただくことで第一回公演といえど信頼を得ることで、より多くの人に情報を届けられると考えたため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	1, 500円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

関係者各位

この度は沼津子どもミュージカルの後援申請をお願いしたく申請書一式を送らせていただきます。

当劇団は三島市を中心に12年活動している三島・長泉子どもミュージカルの姉妹劇団です。

三島・長泉子どもミュージカルは今年、三島市民文化会館の大ホールにて2日間の公演を開催したくさんの親子にミュージカルを鑑賞していただきました。

ファンも多く、団員が毎年増加しているため

沼津にもこの熱を広めたいと考え、この度沼津子どもミュージカルとして発足し、公演を開催する運びとなりました。

今年の三島・長泉子どもミュージカルのチラシを同封いたします。

ご参考に見ていただければ幸いです。

どうぞ応援のほど、よろしくお願いいたします。

沼津子どもミュージカル 事務局長 宮田慶子

沼津子どもミュージカル 第1回公演 事業計画書

事業名

児童劇団「大きな夢」沼津子どもミュージカル 第1回公演
『あたたかい心』

公演予定日 2026年11月22日(日)16:00～17:30

清水町地域交流センター 多目的ホール

事業目的

沼津地域の子どもたちがミュージカルという舞台芸術を通して、表現力・協調性・挑戦する心・思いやりを育み、地域社会とのつながりを深めることを目的とする。

また、舞台づくりを通じて子どもたちだけでなく、保護者・地域住民・企業・行政が一体となり、「子どもの成長を地域全体で支える文化」を育むことを目指す。

児童劇団「大きな夢」が全国で培ってきた理念である「愛・やさしさ・思いやり」を、沼津の子どもたちへ届ける第一歩となる公演とする。

背景

近年、子どもたちが年齢や学校を越えて交流し、一つの目標に向かって努力する機会は減少している。

ミュージカルは歌・ダンス・演技を通して、自分を表現する力だけでなく、

- ・ 仲間を思いやる心
- ・ 責任感
- ・ 礼儀
- ・ 自己肯定感
- ・ コミュニケーション能力 …を育むことができる。

全国各地で活動する児童劇団「大きな夢」は、この理念のもと30年以上活動を続け、多くの子どもたちの成長を支えている。沼津子どもミュージカルはその新たな拠点として2026年に誕生した。

事業内容

公演名

沼津子どもミュージカル 第1回公演
『あたたかい心』

内容

約1年間のレッスン成果を披露するオリジナルミュージカル公演を開催する。

出演者は地域の小学生から高校生まで。

歌・ダンス・芝居を通じて、「思いやり」や「命の大切さ」をテーマにした作品を上演する。

開催予定

- ・ リハーサル・舞台設営
- ・ 本番公演
- ・ ロビー展示
- ・ 地域企業・協賛企業紹介
- ・ 来場者アンケート実施

対象

- ・ 小・中・高校生及びそのご家族
 - ・ 地域住民
 - ・ 教育関係者
 - ・ 文化芸術に関心のある一般市民
-

期待される効果

子どもへの効果

- 表現力向上
- 自己肯定感の向上
- 協調性の育成
- 礼儀・責任感の習得
- チャレンジ精神の醸成

地域への効果

- 文化芸術の振興
 - 世代間交流
 - 地域コミュニティの活性化
 - 沼津市の文化発信
 - 地域企業との連携強化
-

広報計画

- SNS による情報発信
 - ホームページ掲載
 - チラシ・ポスター配布
 - 市町広報誌掲載依頼
 - 学校への周知
 - 地域企業への協力依頼
 - 地元新聞・テレビへの取材依頼
-

協力・後援(予定)

- 沼津市教育委員会
- 近隣市町教育委員会
- 静岡放送・静岡新聞局

事業スケジュール

時期	内容
5 月	劇団発足・団員募集
6～10 月	演技・歌・ダンスレッスン
9～10 月	広報活動・チケット販売
11 月	舞台稽古・リハーサル
11 月	第 1 回公演開催
公演後	振り返り・アンケート集計・次年度募集

数値目標

- 団員:約 10 名
 - 来場者:約 300 名
 - 協賛企業:30 社
 - SNS 総閲覧数:30,000 回以上
 - 満足度:90%以上
-

将来展望

本公演を継続的な地域文化事業として定着させ、毎年の定期公演を実施する。

また、地域イベントや学校との連携、福祉施設等での活動を通じて、

子どもたちが地域で活躍できる機会を広げる。

さらに、沼津市を中心とした静岡東部における子どもミュージカル文化の拠点となることを目指し、

地域に根ざした文化芸術活動を推進していく。

児童劇団「大きな夢」は全国各地で年 1 回の公演を軸に

子どもたちの成長を支える活動を展開しており、沼津でも同様の継続的な活動を目指す。

収 支 予 算 書

1 収 入

区 分	金 額	摘 要
公演参加費	1,067,000 円	団員及び賛助出演
チケット代	450,000 円	1 枚 1,500 円
広告協賛	233,550 円	
DVD 売上	150,000 円	
合 計	1,900,550 円	

2 支 出

区 分	金 額	摘 要
指導料・スタッフ費	454,300 円	脚本料・演出・振付他
舞台料	232,650 円	舞台一式・舞台監督費他
照明料	148,500 円	照明プラン及びオペレーター
音響料	242,000 円	音響機材一式・音響プラン料
交通費	151,600 円	スタッフ・講師宿泊費含む
ヘアメイク衣装代	74,800 円	
劇場費	125,900 円	付帯設備リハ分含む
広告宣伝費	454,300 円	チラシ・プログラム作成
雑費・消費税	16,500 円	
合 計	1,900,550 円	

沼津子どもミュージカル 会則

第1章 総 則

第1条 (目 的)

本会則は、演劇に関する基本的な技能・演技力を養うとともに会員の文化的創造性を育成し、静岡県芸術文化向上に貢献し、かつ、会員相互の親睦・交流を維持するのに必要な事項を定めて、会の合理的で且つ児童劇団「大きな夢」の理念に基づき、円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 (名 称)

本会は、「沼津子どもミュージカル」と称する。

第3条 (運営組織)

1、本会の会員は、次に掲げる者で、入会を希望する者とする。

◆静岡県、又は近郊に在住する児童生徒で保護者の承認を得た者

2、入退会の取扱に関しては第2章「入退会取扱」に従う。

第4条 (運営組織)

本会に次の役員を置く。(兼任の場合も有)

- (1)代表 1名 (2)副代表 2名
(3)会計 1名

第5条 (役員の任務)

役員は、本会を代表し、運営に関する一切の計画立案、実行及び組織運営を統括する。

- (1)代表は本会を代表し、会務を統括する。
(2)副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときは、その会務を代行する。
(3)会計は本会の口座管理を含め経理事務を担当する。

第6条 (役員の選出)

本会の役員は、沼津子どもミュージカル父母会の役員の3分の2以上の賛同を得た者とする。

第7条 (役員の任期)

- 1、役員の任期は、1年とし再任を妨げない。
2、役員の中で退会者が出た場合は、直近の機会に開催される役員会においてその補充を行う。
3、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 (役員会)

役員会は必要により随時開催する。

第9条 (総会)

- 1、総会は次の事項を議決する。
①父母会活動の報告及び収支決算
②その他この団体の運営に関する重要事項

第10条 (会計・財務)

- 1、本会の会計・財務は、入会費、運営費、活動費、および公演入場料、ならびに賛助金、広告料等をもって充てる。
2、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
3、入会費、会費、活動費は、第3章「会費等納入」に定める通りとする。

第11条 (事務所)

本会の事務所は、代表宅に置く。
また、会の所在地は事務所と同一である。

第2章 入退会取扱

第1条

入会を希望する者は父母会宛に、住所・氏名・年齢等を記入した入会申込書を提出し、
保護者の同意を得ていることを確認する。

第2条

- 退会する場合は、主任講師に申し出たのち指定の「退会届」に記入し提出する。下記の場合は、退会届がなくても退会とみなす場合がある。
(1) 3ヶ月以上定められた会費や諸費用の納入がないとき。
(2) 本人と3ヶ月以上連絡がとれなくなったとき。
(3) 役員が正当な理由をもって退会を勧告したとき。

第3章 会費等納入

第1条 (入会費)

- 1、入会費は通常の活動に必要な諸経費として支出される。
2、入会手続きのなかで入会費6,600円を納入した時点で入会が完了する。ただし、入会手続きが完了した会員の保護者の場合「父母会会員」として自動的に登録され会員となる。

第2条 (会 費)

会員は通常の活動に使用する会費として、月額12,100円(月会費、運営費、衣装管理費を含む)を毎月末までに翌月分を納入する事を要す。

第3条 (活動費)

通常の活動に必要な諸経費が不足であると役員が判断した場合、一時的に会員から使用目的を明示して徴収することがある。

第4条 (公演積立金)

- 1、公演積立金は、定期・不定期の具体的な公演の費用の一部とする目的で会員個人の名義で積み立てられ、対象とする公演以外の目的に流用することはできない。
2、当該会員が公演に参加できなかった場合は、前受金を含む参加費の返金はしない。

第5条 (入場料)

- 1、入場料は、公演に要する諸費用に使うものとする。
この会則に定めていない事項で疑義が生じたとき、役員会で協議するものとする。

附 則

- ・本会の設立年月日は令和8年3月1日とする。
- ・本会則は令和8年3月1日から施行する。
- ・口座の管理は会計が行う。

会計担当：参河 環
住所：〒411-0036
三島市大社町8-31

この記載内容について事実と相違ないことを証明します。

代表： 宮田恵子
住所：〒411-0913
静岡県駿東郡清水町戸田54-21

三島・長泉子どもミュージカル第10回記念公演

ミュージカル

ピエロの人形の詩

うた
愛と感動、楽しさいっぱい

ほくは知ってるよ、きみがどんなに優しくてステキな子なのがつてこと。
そんなにすぐに怒らないで。心の奥の引出しをそっと開けてごらん。
ね、見えるでしょ、美しい世界が。目をすまして幸せの歌を聴いてみようよ。

2026年

3月7日(土)

13:00 いちご組

17:00 バナナ組

3月8日(日)

14:00 ふどう組

※各回とも開場は開演の30分前
※上演時間 約1時間45分(休憩含む)

三島市民文化会館
(ゆうゆうホール) 大ホール

チケット発売日
2026年1月10日(土)10:00~

劇場チケット[全席指定]

S席 2,500円

A席 2,200円

B席 1,800円

配信チケット 2,000円 (配信手数料別途)

3組セット販売 4,000円 (配信手数料別途)

[収録配信期間] 2026年3月20日(土)~3月27日(土)

脚本 山崎陽子

STAFF

演出 青砥 洋

現場演出 櫻井みずき

舞台美術 土屋 茂昭

音楽 齋内 智子

振付 濱 由季子

照明 渡邊 雄太

音響 小幡 亨

舞台監督 中野 祐

歌唱指導 江本麻奈美

アシスタント 荒 実ゆき

衣裳 BDP

衣裳センター

映像制作 株式会社カラース

イラスト YOUCHAN

宣伝美術 中島 秀美

制作 三島・長泉

子どもミュージカル

父母会

総合プロデューサー

中沢 千尋

【後援】三島市教育委員会／長泉町教育委員会／沼津市教育委員会／裾野市教育委員会／伊豆の国市教育委員会／清水町教育委員会
函南町教育委員会／伊豆市教育委員会／御殿場市教育委員会／静岡新聞社・静岡放送／FMボイス・キュー

公演に関するお問合せ

●各出演者 ●三島・長泉子どもミュージカル父母会
[父母会:メール] mnkm201410@gmail.com

チケットのお申込み

https://mnkm201410.my.canva.site/
チケット発売日 2026年1月10日(土)10:00~

チケットの
ご購入は
こちら →



ミュージカル
三島・長泉子どもミュージカル第10回記念公演
ピエロ人形の詩

2026年
3月7日(土)13:00 いちご組 / 17:00 パナナ組 3月8日(日)14:00 ぶどう組
※各回とも開場は開演の30分前 ※上演時間 約1時間45分 (休憩含む)

三島市民文化会館(ゆうゆうホール)大ホール

劇場チケット(全席指定) S席 2,500円 A席 2,200円 B席 1,800円

※3歳未満のお子さまもご入場いただけます。より安心してご覧いただけるよう、客席後方などを案内する場合がございますので、チケット購入時にお気軽にご相談ください。

配償チケット 2,000円(配償手数料別途) 3組セット販売 4,000円(配償手数料別途)

【収録配償期間】2026年3月20日(土)~3月27日(土)

【後援】三島市教育委員会/長泉町教育委員会/沼津市教育委員会/裾野市教育委員会/伊豆の国市教育委員会/清水町教育委員会
函南町教育委員会/伊豆市教育委員会/御殿場市教育委員会/静岡新聞社・静岡放送/FMボイス・キュー



静岡県三島市一番町20-5 TEL055-976-4455

※駐車場について
駐車場のご用意はございません。公共交通機関をご利用下さい。
近隣に有料駐車場はありますが駅前駐車場は工事のため、数が大変少なくなっておりますのでご注意ください。開演時間に間に合わない場合、指定の席にご案内できないこともございます。

公演に関するお問合せ

●各出演者 ●三島・長泉子どもミュージカル父母会
【父母会:メール】mnkm201410@gmail.com

チケットのお申込み

<https://mnkm201410.my.canva.site/>
チケット発売日 2026年1月10日(土) 10:00~

チケットの
ご購入は
こちら →



●氏名下の役名のピンク文字はいちご組、グリーン文字はパナナ組、ブルー文字はぶどう組、黒文字は全公演共通の役になります。

小濱 千咲(高3) 母親/ピエロ	清水 そら(高2) 青年・王子/母親、妖精 妖精/果物	徳丸 こころ(高1) みゆき、おばあさん クモダンサー/妖精	宮田 希美(高1) 妖精/青年・王子 果物、妖精/果物	岩本 日和(中3) ナナ	阿部 菜歩(中2) ナナ	高村 衣良織(中1) 妖精/妖精/青年・王子 クモダンサー	小林 姫咲葵(中2) ピエロ/恋人(男)、妖精	中村 日菜理(中1) ゆかり/果物、妖精	山本 琴葉(中1) 果物屋主人、クモダンサー 果物屋主人/妖精
山島 悠希(中2) かおる クモダンサー、妖精	平川 千聖(中2) クモダンサー/果物屋主人 クモダンサー/恋人(女)、妖精	加藤 花恋(中1) かおる/果物、妖精	宇野 碧衣(中1) ナナ	石井 心彩(小6) クモダンサー ケンタ、おばあさん/妖精	参河 晴都(小6) マサオ/クモ、白鳥	阪川 有奈(小6) マサオ/果物、妖精	阿部 莉歩(小5) ケンタ/果物	加藤 獅穂(小4) タケシ/子猫、白鳥	渡辺 葉月(中2) 果物/ようこ、三毛猫
佐藤 みみ(中1) ゆかり/果物、妖精	山田 久美子(小6) みゆき/クモダンサー、妖精	石井 桃香(小6) 妹/果物、妖精	佐野 新奈(小6) ようこ、三毛猫/果物	佐藤 ゆきみ(小4) 果物、妖精/小犬/妖精	猿田 のん(小3) 妖精/果物、妖精/小犬	櫻井 菜(小3) 妹/果物、妖精	宮田 朱里(高3) 恋人(男)、妖精/ピエロ (二人)妖精、妖精	藤田 ちひろ(中2) 果物/ようこ、三毛猫	良知 勇成(中1) ユウト/クモ、白鳥
山田 もか(中1) ケンタ/クモダンサー、妖精	石井 美和(小6) かおる/クモダンサー、妖精	加藤 紗和(小6) みゆき/果物、妖精	山田 はつき(小5) マサオ/果物、妖精	松久 由香里(小4) タケシ/果物、妖精	矢澤 七音(小3) タケシ/子猫	齋藤 光(小3) 小犬/妖精/果物、妖精	木下 夏帆(小3) 妹/子猫	茂呂 柚希(小2) 転ぶ女の子/子猫	石井 鈴葉(高1) クモダンサー ゆかり、おばあさん/妖精
								劇団員募集 ●対象 小学生~高校生(年長児は相談) ●稽古 毎週月曜日18:00~20:00 ●場所 三島市民文化会館、清水町地域交流センター 他 ●会費 入会金あり ●お問合せ mnkm201410@gmail.com	
津久井 結樹(小6) 妹/クモダンサー、妖精	豊田 かあな(小6) クモダンサー、妖精	田中 響貴(小4) ユウト/クモ、白鳥	河合 寿々(小3) 転ぶ女の子/子猫	日吉 蘭(小3) 妹/子猫	津久井 楓花(小3) 妹/子猫	太田 一二三(小2) ユウト/子猫	星野 伶奈(小2) 転ぶ女の子/子猫		

主なキャスト

配役	いちご組 7日13:00	パナナ組 7日17:00	ぶどう組 8日14:00
ナナ	岩本 日和	宇野 碧衣	阿部 菜歩
ピエロ	小林 姫咲葵	宮田 朱里	小濱 千咲
小犬	齋藤 光	佐藤 ゆきみ	猿田 のん
青年・王子	清水 そら	宮田 希美	高村 衣良織
果物屋主人	山本 琴葉	山本 琴葉	平川 千聖



「なんなんとうに雪がふる」
2025年3月30日(日) 三島市民文化会館 大ホール



「幽霊の夜に・・・」
2025年10月5日(日) 静岡県健康福祉交流プラザ

(第1号様式)

令和 8 年 8 月 6 日

函南町教育委員会

住所 三島市一番町 2-29 三島商工会議所 3 階

申請者

氏名 一般社団法人三島青年会議所

理事長 原裕貴

(連絡先) XXXXXXXXXX (担当: 遠藤智大)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜います。



記

事業名	ひらめき！おかしなファクトリー		
期 日	令和 8 年 10 月 18 日(日) 午前 9 時 00 分～午後 16 時 00 分		
会 場	菰山生涯学習センター		
主催者	団体名	一般社団法人三島青年会議所	
	代表者	理事長 原 裕 貴	
	住 所	静岡県三島市一番町 2-29 三島商工会議所 3 階 三島青年会議所事務局内	
共催又は 後援団体	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	(仮) 三島市、三島市教育委員会、静岡新聞 社・静岡放送、伊豆日日新聞、FM ボイス・ キュー、函南町教育委員会、清水町教育員会、

			長泉町教育委員会、伊豆の国市教育委員会、伊豆市教育委員会
--	--	--	------------------------------

事業の対象 と 目 的	三島市及び三島市周辺地域の小学生（1年生～6年生） 変化の激しい現代社会の中で、喪失してきた遊びながら試行錯誤する機会や、他者と関わり合いながら育まれる粘り強さや対応する術を、ものづくりを通じた交流事業により子どもたちに体験し、学んでもらう。		
事業内容	ハロウィンの世界観の中で、小学生同士のグループを組み、与えられたテーマに対して、用意された素材を活用しながら目的の成果物を目指してものづくりをしていきます。ひらめきミーティング、ものづくりタイム、かんせいプレゼンチャレンジの順に進行します。		
申請理由	より多くの子どもたちへ周知し、参加者を募るため。		
入場料	有 料 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。



ハロウィンシティを作るおばけの世界のファクトリー。
 忙しくて人手が足りん！人間世界の小学生よ！助けておくれ～！

プログラム

8:30 受付(うけつけ)
 9:00 OPセレモニー
 ひらめきミーティング
 モノづくりタイム
 12:00 ランチ
 モノづくりタイム(つづき)
 かんせいプレゼンチャレンジ
 ???
 15:35 EDセレモニー
 16:00 解散(かいさん)

おかしな家を再現した
 ランタンをつくるよ

ひらめき おかしな ファクトリー

無料お弁当つき！

ハロウィンマスク
 プレゼント！

記念品プレゼント！

ものづくりと交流をテーマにした体験活動

2026 10.18

受付 8:30 9:00~16:00

三島市生涯学習センター
 伊豆の国市奈古谷1251-1

小学生限定

先着60名
 (高学年30名・低学年30名)

無料

お申込み



主催：(一社)三島青年会議所
 三島市一宮町2-29(三島商工会議所3階)
 TEL 10551971-1597
 E-mail info@mishimagia.jp

指導：三島市少年少女発明クラブ

対象：三島市、清水町、長泉町、函南町、伊豆の国市、伊豆市の在学または在住

本活動は、「子どもゆめ基金」の助成活動です。国立青少年教育振興機構は、子どもたちの成長に必要な体験活動や読書活動を推進するため、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動にも取り組んでいます。

本活動では、子どもゆめ基金への報告のために写真撮影を行います。

National Institution For Youth Education
 国立青少年教育振興機構

子どもゆめ基金



「体験の風をおこそう」運動

かわいい子には体験を！

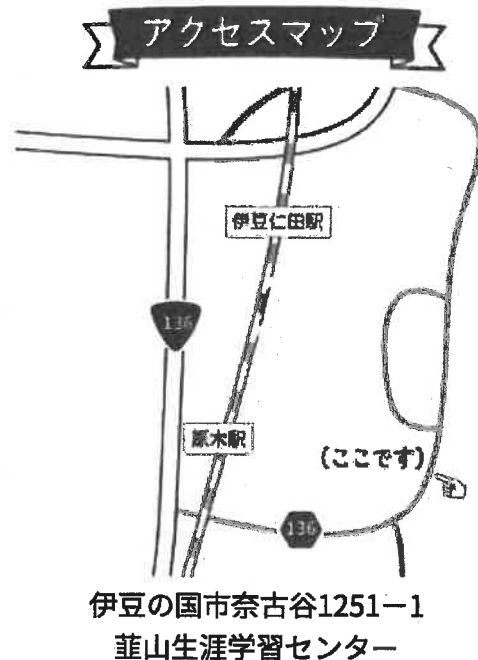
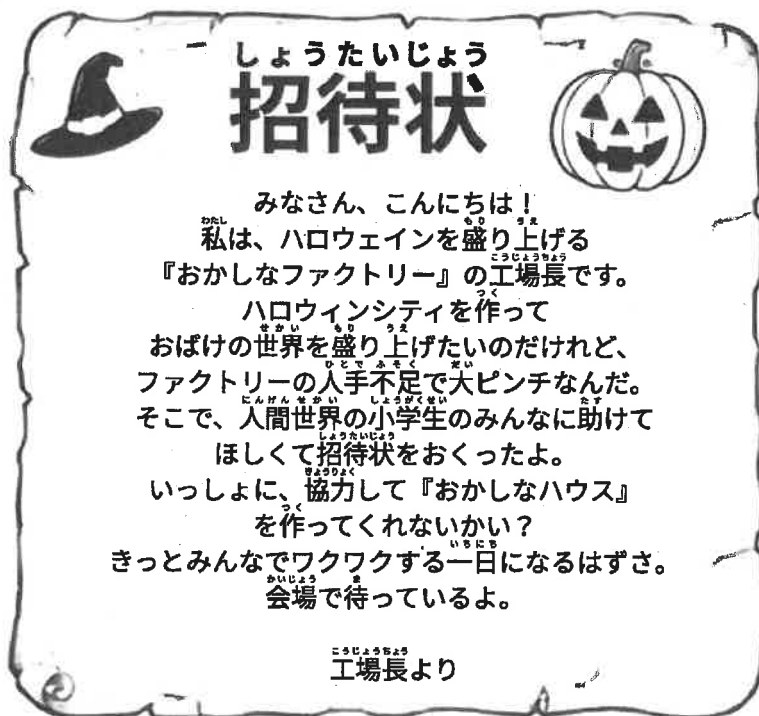
—子どもの頃の体験は人生の基—
 運動の詳細や各種資料等はこちらから→



全国の体験活動・プログラム
 イベントをさがそう

体験活動情報サイト





この事業で学べること

- ☒ だれかと協力して
ひとつの成果を
目指す経験
- ☒ 子どもたち同士の
コミュニケーションの
取り方
- ☒ 困難を乗り越えて
成し遂げる達成感

保護者の皆様へ

本事業は、小学生を対象に、ものづくりを通じた交流体験を目的としています。
子どもたちが、変化の激しい社会の中で、未来を切り開いていくためには、多くの体験の中で学んで行くことがとても大切です。
本事業では、子どもたちに、自由な発想を形にする体験と他者との関わりの中で同じ目的を目指して取り組む体験を提供し、挑戦や失敗を経て困難に立ち向かう力を養います。

注意点

- ・保護者は原則参加できません。
- ・保護者の入場はオープニングセレモニーまでと、かんせいブレゼンチャレンジ〜エンディングセレモニーに限らせていただきます。
- ・当日は昼食を用意します。アレルギーのあるお子様は、別途お弁当のご持参をお願いします。
- ・ものづくりのため、汚れても良い服装でご参加ください。
- ・事業の活動報告やSNSに活用するため、子どもたちの様子を撮影させていただくことに同意いただきます。
- ・申し込みは先着順となります。定員に達してしまった場合は、キャンセル待ちとなりますのでご了承下さい。



お申し込みフォームはこちら
申込締切：2026年10月10日（金）

右のQRコードを読み込み、必要事項をご入力の上お申し込みください



主催者情報

一般社団法人三島青年会議所

修練・奉仕・友情を三信条に、地域の明るい豊かな社会を目指して、まちづくりや青少年事業を展開しています

三島市一番町2-29

三島市商工会議所3階

TEL：055-971-1687

E-mail：info@mishimajc.jp

後援

三島市、三島市教育委員会、伊豆の国市教育委員会、静岡新聞社・静岡放送

伊豆日日新聞、FMボイス・キュー、函南町教育委員会、清水町教育委員会、長泉町教育委員会、伊豆市教育委員会

収支予算書

《 収 入 》

項 目	金 額	内 容
自己資金	270,000	青少年事業費
補助金収入	70,000	三島市青少年健全育成会活動補助金
補助金収入	426,000	子どもゆめ基金
計	766,000	

収支予算書

《 支 出 》

項 目	金 額	内 容
会議費	60,840	
広告宣伝費	50,000	
印刷製本費	43,807	
消耗品費	403,824	
貸借料	115,680	
支払保険料	2,483	
諸謝金	30,000	
雑費	33,000	
予備費	26,366	
計	766,000	

わんぱく相撲三島場所実行委員 役員名簿

役 職	氏 名	所 属
会長	山岸 崇史	三島市相撲連盟
理事	鈴木 大輔	一般社団法人三島青年会議所
委員長	遠藤 智大	一般社団法人三島青年会議所
副委員長	八木 奏一郎	一般社団法人三島青年会議所
委員	山口 拓也	一般社団法人三島青年会議所
委員	小松 涉悟	一般社団法人三島青年会議所
委員	佐々木 駿	一般社団法人三島青年会議所
委員	芹澤 優也	一般社団法人三島青年会議所
委員	林 大森	一般社団法人三島青年会議所
委員	古郡 宏基	一般社団法人三島青年会議所
委員	松井 有梨美	一般社団法人三島青年会議所
委員	杉本 大樹	一般社団法人三島青年会議所
委員		一般社団法人三島青年会議所

2026.2.16現在

一般社団法人三島青年会議所 2026年度 委員会別チェックシート

[illegible]

(第1号様式)

令和8年8月13日

函南町教育長

久保田 浩子 様

住 所

申請者

氏 名 杉山 孝博

(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第17回サンタカップソフトバレーボール交流大会 in 函南		
期 日	令和8年12月26日(土)		
会 場	函南町体育館		
主催者	団体名	サンタカップソフトバレーボール交流大会実行委員会	
	代表者	杉山 孝博	
	所在地	[REDACTED]	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	



事業の対象 と 目 的	県下全域及び県外地域から幅広い年齢層の男女が集い、生涯スポーツとしてのソフトバレーボールを存分に楽しむことにより、相互の健康増進と親睦を図る。		
事業内容	別紙開催要項(案)のとおり		
申請理由	大会の公共性を図るため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	1 チーム 4,000 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

2026

第17回 サンタカップソフトバレーボール交流大会 in 函南

開 催 要 項 (案)

- 1 主 催 サンタカップソフトバレーボール交流大会実行委員会
- 2 後 援 静岡県田方郡函南町教育委員会
- 3 主 管 K・フレンズ ソフトバレーボールクラブ
- 4 日 時 令和8年12月26日(土)
受付9:00～ 開会式9:30～
- 5 会 場 函南町体育館
(静岡県田方郡函南町仁田 30-1 TEL055-978-1145)
- 6 部 門 混合の部
- 7 チーム構成
(1) 男女混合の部とする。競技中、コート内には男女各2名で競技すること。
(2) 構成メンバーは、審判運営上できる限り5名以上の参加に努めること。(監督含)
- 8 競技規則等
(1) 公益財団法人日本バレーボール協会制定の2026年度版ソフトバレーボール競技規則を準用する。
(2) 選手は必ずゼッケンを着用すること。
(3) 組合せ抽選及び競技方法は、主催者の責任において決定する。
(4) 審判は参加チームによる相互審判とする。各チームで長短の笛を持参すること。
- 9 参 加 料 1チーム4,000円(当日受付にて集金)
- 10 申 込 方 法 サンタカップのLINE公式アカウントにて受付を行う。
(1) LINEのID検索で @078adlrr を入力しサンタカップを友だち追加する。
(2) 下記①～④の必要事項を入力し送信する。
①チーム名 ②代表者名 ③チーム所在地 ④参加人数
(3) 申込送信完了後、受付可否の連絡をLINEにて返信する。

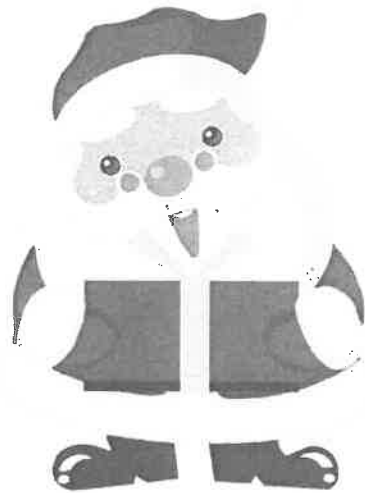
(4)受付チーム数は、体育館の使用コートに限りがあるため、先着 16 チーム程度に制限する。(申込期限内でも募集数に達した場合、申込をお断りすることがあります。) ※原則 1 団体 1 チーム

11 申込期限 令和8年11月15日(日)

12 その他

- (1)参加者は、各チームの責任においてスポーツ保険に加入すること。
- (2)上位チームには表彰を行う。
- (3)ゴミは各チームで必ず持ち帰ること。
- (4)その他、大会中疑義等が生じた場合は、主催側において協議し決定する。

13 問い合わせ先 K・フレンズ 杉山 Tel090-3967-0301



2026サントカップ収支予算

収入の部

項 目	金 額	備 考
参 加 料	64,000	4,000×16チーム
負 担 金	36,000	実行委員会負担金
合 計	100,000	

支出の部

項 目	金 額	備 考
使 用 料	10,000	会場借り上げ代等
通 信 費	5,000	大会要項発送代、封筒代等
会 議 費	10,000	打ち合わせ会議費用等
需 用 費	30,000	ラインテープ、試合球、その他競技審判用品等
参 加 賞	20,000	乳製品詰め合わせ等
景 品 代	20,000	入賞チーム副賞代等
そ の 他	5,000	運営協力御礼、賄代等
合 計	100,000	

収入総額	100,000
支出総額	100,000
差引残額	0